

税制についての租研会員の意見調査結果

平成 26 年 10 月

公益社団法人 日本租税研究協会

税制についての租研会員の意見調査結果

(公社) 日本租税研究協会

1 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計914人を対象として実施しました。

(1) 目的

(社) 日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

(2) 対象

(社) 日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計357、通常会員は大学教授・助教授、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計461、本協会の役員・評議員は96です（単位・敬称を省略させていただきました）。

(3) 実施期間

平成26年7月9日から7月24日まで。

(4) 方法

会員意見調査用紙を本協会より郵送し、回答者より回答用紙を本協会に返送していただきました。

2 会員意見調査の特色

1 回収率

全体では25.4%で、昨年度（20.6%）よりも4.8ポイント上昇した。

2 意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

- ① わが国は多くの課題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき政策課題として半数以上の会員が、財政の健全化、資源・エネルギー政策をあげた。これらはいずれもわが国が抱える最重要課題である。
- ② わが国においては、政府活動からの国民の「受益」と、その財源である「負担」とが乖離し、「中福祉一低負担」と言われている。今後、高齢化のさらなる進行に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されているなか、会員の多くが、受益と負担の乖

離を問題と捉えており、「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。

- ③ 今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則として、「公平性の確保」が最多であった。このことは、国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。
- ④ 消費税については引き上げを容認する意見が多数であった。15%を上回る税率を容認する会員も3割を超え、消費税への期待が大きい。また、税率が10%を超える場合には何らかの逆進性対策が必要とする会員が半数を超えた。しかし、軽減税率の導入には多くの会員が否定的である。
- ⑤ 法人課税については、税負担が日本企業の国際競争力を弱めるとともに、外国企業の日本への投資への障害になっているとの認識を多くの会員が有しており、近年において法人税の影響が大きくなっているという認識が強まっている。こうしたことから、ほとんどの会員が実効税率の引き下げを求めている。
- ⑥ 個人所得課税については、あるべき方向についての意見は分かれている。しかし、消費税と並ぶ基幹税としての役割は会員も認めるところであり、今後、税率、ブラケット幅、控除のあり方などについて検討を加える必要がある。
- ⑦ 地方税については負担増には否定的であり、行政改革の推進とともに、簡素化と徴税効率の向上を望む声が多い。
- ⑧ 地球温暖化対策税の導入については慎重であるべきとする会員が多い。印紙税は、電子商取引や電子書類には課税されないという問題が生じていることから、廃止を検討すべきとする会員が多数を占めている。

⑨ 会員（企業）においては税務コンプライアンスの向上に対する意識が強い。

⑩ 税制一般に関しては、制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

解 説

I 財政及び税制全般について

1 経済及び財政政策全般

(1) 全 般

問1 政策課題について

わが国は、内外の経済・社会構造の激しい変化の中で、短期、中長期共に多くの問題に直面している。こうした状況下、政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねたところ、「財政の健全化」と答えた会員が69.1%と最多であった。わが国の国・地方の長期債務残高は、平成26年度末には1,010兆円(対GDP比202%)になると見込まれ、歴史的、国際的に最悪の水準となっている。財政健全化への取り組みは国際的な公約となっており、中長期の財政再建計画においても財政健全化への取り組みを一段と強化する必要があるとの認識である。次いで大きかったのは「中長期的な経済成長政策(新成長戦略の推進等)」であり、会員の59.1%(昨年は64.3%)に達した。アベノミクスによって日本経済は上向いてきているが、活力ある経済社会を再構築することによって、国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するためにも、経済成長は喫緊の課題であることをこの結果は示している。資源・エネルギー政策と答えた会員も51.2%と半数を超えた。資源、エネルギーはわが国経済にとっての重要な制約条件であり、

今後の経済成長においてその対策が重要であることを示している。「(東日本)大震災からの復旧・復興」と答えた会員の比率は昨年の60.5%から42.2%に低下した。発生から3年余が経過したことからがその背後にあると考えられるが、優先的に取り組むべき課題であることは変わりはない。「新たな税制抜本的改革」と答えた会員は33.2%と全体の3分の1である。近年この比率は低下しているが、消費税率の引き上げが実現したことがその背後にあると考えられる。

(2) 経済及び財政政策

問2 アベノミクスの経済に与える効果

安倍政権は、「強い経済」を取り戻すとして、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢、いわゆるアベノミクスによって、長引くデフレ不況、円高から脱却し、日本経済を強い成長軌道に乗せる政策を行っている。この政策が経済にどのような効果を与えるかについてたずねたところ、「現状では判断できない」と答えた会員が37.5%と最大であった。しかし、昨年度は55.1%であったことを考慮すると、アベノミクスの効果が現れているとの実感を持つ会員が多くなっていると言える。

問3 新たな成長戦略

安倍政権における第3の矢である新たな成長戦略として「日本再興戦略」が決定されたが、この戦略に掲げられている政策のうち優先的に取り組むべき課題をたずねた。「立地競争力の更なる強化(法人税改革, 国家戦略特区, PPI・PFI, 産業インフラの整備等)」と答えた会員が50.4%と半数を超え、「雇用制度改革, 人材力の強化(女性活躍政策, 人材育成, 雇用確保)」が37.1%, 「戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進(TPPの促進等)」が32.8%, 「科学技術イノベーション促進政策(世界最高の知財立国)」が31.5%と続いた。グローバル経済において日本企業の競争力を強化するため

には、設備投資の拡充とイノベーションによって生産性を向上させるとともに、人的資本の強化が重要と考える会員が多いことを示している。

問4 財政赤字と財政健全化目標

わが国の厳しい財政状況を放置することは、財政の持続可能性を危うくするとともに、将来世代に負担を先送りすることによって、大きな不公平を発生させることになる。また、巨額の財政赤字は日本国民にとってのみならず、世界経済の安定という点からも極めて重大な問題を引き起こしかねない。

こうした厳しい財政状況にあって、政府は財政健全化目標について、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、経済再生と財政健全化の両立に向けた取り組みの下で、国・地方合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年に比べ赤字のGDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指すこととし、特に、歳出の重点化・効率化に当たっては、聖域なき見直しを行っていくとともに、歳入面では、成長志向型の税体系を目指すとした。このような政府の財政運営戦略をどのように評価するかをたずねた。「経済状況は改善するものの、社会保障費の重点化・効率化が思い切って図られない限り、財政健全化方針の実現は困難であり、財政は悪化する。」と答えた会員が61.6%に達した。超高齢社会に入っているわが国においては、社会保障制度が現行のまま推移するならば社会保障給付が増大することは確実であり、財政をさらに圧迫することになる。こうした危機意識を多くの会員が持っている。

問5 財政健全化目標の立法化

財政健全化を進めるためには、法律を制定し健全化目標の達成を義務付けることが必要との意見がある。会員に財政健全化目標の立法化についてたずねたところ、「閣議決定で中長期財政計画を制定し、毎年度の予算において財政健

全化を図ればよい」が31.5%と最多であった。しかし、立法化を支持する会員も25.4%にのぼった。このように、現在の取り組みだけでは財政健全化の実現はおぼつかないとする会員も多く、立法化も含めて検討する時期に来ていると考えられる。

問6 歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国であるが、高齢化の進展にともなった社会保障費の増大に加えて、このままでは財政の累積債務はさらに増大する。こうした中、限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには、真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで、現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答でたずねたところ、「特別会計、独立行政法人等」が62.5%と最多であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや、本来、官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は、公共部門の本来的機能への回帰を求めるものと言える。第2位は「社会保障」であり、半数を超える会員（56.9%）が削減を求めている。効率的で効果的な社会保障制度の構築が、国民負担増の抑制と経済パフォーマンスの強化のためにも不可欠である。「公務員の人件費」は34.1%と昨年度の42.2%よりも低下してはいるが、行政の守備範囲の縮小、事務・事業の効率化による定数の削減、公務員給与の適正化等の改革を多くの会員が求めている。近年の削減傾向を反映してか、公共投資の削減を求める会員は24.1%と、数年前に比べるとその比率を低下させている。しかし、今後も、国民の生活や企業活動に真に貢献するインフラ整備に公共投資を重点化することの必要性がなくなったわけではない。

問7 消費税率引き上げによる日本経済への影響

平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた。また、27年10月には10%への引き上げが予定され、消費税率増税が経済に悪影響を及ぼすのではないかと不安も存在する。そこで、消費税率引き上げが日本経済に及ぼす影響についてどのように考えるかをたずねたところ、「消費税率増税が景気に及ぼす影響は短期的なものであり、住宅など高額な耐久財への課税を適切に減免すれば、10%まで引き上げてもさしたる影響はない」と答えた会員が25.0%と最大であり、「景気にマイナスの影響を及ぼす」の19.0%を上回った。また、「現役世代は財政や社会保障の持続可能性への不安から消費支出を抑制しており、消費税率を10%へ引き上げても、家計の将来の不安が払拭できれば、消費はむしろ増加する可能性があり、経済にプラスになる」の22.8%と、「社会保障目的税として支出すれば、景気への影響を緩和できることから、社会保障制度の安定化のために増税を行っても、経済にマイナスになることはない」の21.1%とを加えるなら、大半の会員が消費税率引き上げの景気への影響については楽観的であり、むしろ財政赤字の拡大を抑えることの重要性を優先させている。

(3) 受益と負担

問8 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉－低負担」と言われており、このままの財政構造が続くとその乖離が一層拡大すると危惧されている。そこで、今後の社会保障のあり方をどのように考えるかをたずねたところ、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、中福祉－中負担を目指すべき」と考える会員が69.8%と圧倒的多数であった。「自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、低福祉－低負担を目指すべき」は18.1%であったのに

対して、「高福祉－高負担に踏み出すべき」は6.9%にすぎなかった。

問9 国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率は41.6%（平成26年度，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり，ヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。国・地方の巨額の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか，国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ，「50%程度を限度とすべき」と答えた会員が56.5%と半数を超え，次いで，「現状レベルを維持すべき」が25.4%であった。この結果は，前問の「中福祉－中負担」と答えた会員が多いことと整合的である。今後，財政支出の増加が見込まれるとしても，こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し，社会保障の給付水準を検討する必要がある。

問10 社会保障改革について

「問4 財政赤字と財政健全化目標」，「問6 歳出削減」では，会員の社会保障改革に関する意識の強さが表れていた。社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには，消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革が避けられないとしても，膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠である。社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられているもののうち，優先的に取り組むべき項目をたずねた。「高所得者の年金給付の引き下げ」と答えた会員が55.2%と半数を超えたが，これは年金財政がますます厳しさを増してくることが予想される中での判断であろう。しかし，単なる「年金給付の引き下げ」については12.9%にすぎないことから，格差の是正という公正な社会の構築への意識が会員に存在することを表している。次い

で，49.2%の会員が「生活保護の重点化・適正化の徹底」を重点検討課題としてあげた。この背景には，経済状況の悪化によって大都市を中心に生活保護率が急上昇し生活保護費が膨張している状況下で，生活扶助水準や不正受給が議論の対象となっていることがあると考えられる。医療費における「高齢者医療費自己負担割合の引き上げ」も34.9%と，「医療・介護費の適正化」の37.1%に並んで高い比率であった。高齢化率の高まりによって医療費の膨張が避けられないなか，自己負担率の引き上げは公費負担の抑制にダイレクトに結びつくとともに，医療保険制度に内在するモラル・ハザードを弱め，医療費総額を抑えることによって保険財政を改善することになるという判断であろう。

問11 年金制度について

現行制度では基礎年金の2分の1が国庫負担となっている。基礎年金の財源についてたずねたところ，会員の72.0%が「現行通りで良い」と答え，完全税方式を望ましいとする会員は12.1%にすぎなかった。年金財源の調達においては保険料方式と税方式があるが，いずれも長所と短所を持っている。現行方式を適当とする会員が多いことは，両方式間のバランスに配慮した結果であると考えられる。

② 税制全般

政府は，新たな成長戦略と経済財政運営と改革の基本方針の実施を通じて，日本経済の持続的成長と財政健全化の両立を実現していくこととし，税制においても，経済社会構造の変化を踏まえながら，これらの要請に資するあるべき税制の在り方を検討するなど，必要な取り組みを進めるとした。消費税率の引き上げ等，これまで本協会が求めてきた改正が実現に至っているものも多い。しかし，税制に関してはまだ残された課題は多く，今後の税制改革に向けて会員の意見を聞いた。

(1) 税制改正へ向けての基本的視点

問12 課税原則

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。58.2%の会員が「公平性の確保」をあげ、課税の大原則としての公平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。「簡素性の確保」の22.8%がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は簡素なものでなくてはならず、軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は示している。

問13 税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を設計するためには、課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の61.6%が「経済活力の強化」をあげた。欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行やグローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで、活力ある社会を実現するためには好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、現下の厳しい経済情勢を反映した結果である。第2位には「国際的に調和の取れた税制度」(58.2%)が入った。これは、グローバル経済の時代にあって、法人税等の日本の税制がグローバル・スタンダードから外れることは、経済活動に対して望ましくない影響を及ぼす可能性があると考えられるから

である。第3位は「安定的な税収の確保」(44.4%)であった。これは、超高齢社会における社会保障費の増加や、公共サービスが対個人向けの比重を大きくしていることから、景気に左右されることの少ない税制を求めた結果だと考えられる。格差是正等の他の選択肢はいずれも20%に満たなかった。この回答傾向は、会員が税制改革の視点として、経済の活性化と財政再建を重視していることの現れである。

問14 税目別バランスと税制改正

日本の税制は複数の税目から成り立っており、各税の長所を活かしながら租税原則を満たそうとしている。しかし、原則間には往々にしてトレード・オフが見られ、どの原則を重視するかは時代によって変化するため、望ましい税体系も時代によって異なることになる。日本の課税状況(国税・地方税計)は、平成25年度(予算ベース)で、所得税課税が32.3%、法人税課税が20.4%、消費課税が31.2%、資産課税が16.1%という税目別の税収構造比率になっている。税制改正を行うにあたり、日本の税目別税収構造どのように改善させるべきかをたずねたところ、「消費税、所得税をより重視する」(ドイツ、イギリス型)と答えた会員が40.9%と、「消費税をより重視する」(フランス型)の34.1%を上回った。過去の回答では「消費税を重視する」が最大であったが、所得税と消費税という2つの基幹税が持つそれぞれのメリットを活かしながら、デメリットを補完する税体系の構築によって、今後の社会保障費の増大を受け止め、財政再建を果たしていくことの重要性が示されたと言える。

Ⅱ 各税目

① 消費税

(1) 消費税の引き上げと使途について

問15 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

増加する社会保障費の安定財源として消費税の増税が予定されている。消費税率の引き上げの是非、また、上げる場合にはどの程度が妥当もしくは容認可能であるかをたずねたところ、「現状維持」と答えた会員は5.4%にすぎず、大部分の会員が消費税率の引き上げを認めている。また、税率については、昨年度は「10%」が29.2%と最も多かったが、今年度は「13～15%」が23.7%（昨年度21.1%）と、「10%」の22.4%をわずかに上回った。また、一昨年度の調査まではヨーロッパの国々のように15%を上回る税率を容認する会員はきわめて少数であったが、今年は30%を上回る会員が15%以上を認めており、消費税への期待の大きさを物語っている。

問16 消費税率の引き上げと経済状況との関係

消費税率（国、地方）は、平成26年4月から8%に引き上げられ、平成27年10月1日には10%へ引き上げることとされている。ただし、消費税率の引き上げに当たっては、経済状況を総合的に勘案して、平成26年中に判断することとされているところである。そこで、消費税率の引き上げと経済状況との関係をどのように考えるかをたずねた。「経済・社会状況が激変しない限りは、消費税率を引き上げるべきである」が52.2%と最も多く、「経済状況が好転していれば、消費税率の引き上げを行うべきである」の25.0%を大きく上回った。これは、経済状況の好転という背景と同時に、財政健全化の重要性を強く認識した結果であろう。

問17 使途及び目的税化

税制抜本改革法では、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされている。この点についてどのように考えるかをたずねた。一昨年の調査では、「一般税化が税における基本であり、使途の硬直化に繋がる危惧があり反対」が33.0%と最多であった。しかし、この比率は昨年31.9%、今年は30.6%へと低下し、これに代わって「消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない」が37.5%（昨年は37.3%）と最多となった。「社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、使途は限定すべき」も27.6%と、税率引き上げのための現実的な対応と、他の歳出膨張の歯止め効果に期待して、消費税の一般財源にこだわらないと考える会員が多くなっている。

(2) 逆進性対策

問18 逆進性対策

わが国消費税の特徴は、非課税の範囲が小さく、税率は標準税率に統一されていることである。その結果、消費税の負担は逆進的となるが、税率が低い水準であるため逆進性が大きな問題とされなかった。しかし、税率の引上げによって、逆進性緩和、あるいは低所得層対策の必要性に関する議論が浮上している。平成26年度税制改正大綱では、消費税の軽減税率について、必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入することとされ、与党税制協議会において検討されている。なお消費税率の8%引き上げ時に暫定措置として、簡易な給付措置がとられている。そこで、消費税の逆進性対策の必要性についてたずねたところ、「消費税率が10%以上の場合には、逆進性対策を行う必要がある」と答えた会員が54.3%と最多であった。消費者の選択に中立的であるためには税率は一定であることが望ましいとされるが、逆進性対策を税率引き上げ

にともなう政治コストとみなし、現実的対応策としてとらえる会員が多い。

問19 逆進性対策として適当な方法

逆進性緩和にはいくつかの方法が考えられる。そこで、逆進性対策として適当と思われる方法についてたずねたところ、「簡素な給付措置を継続すべき」が29.3%、「社会保障政策などの歳出面から対応すべき」が27.6%、「給付付き税額控除を導入すべき」が25.9%、「生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべき」が22.4%であった。仮に逆進性対策を行うとしても、その方法に関しては意見は分かれており、公平性、消費行動に与える影響などを十分に考慮した選択が求められる。

問20 軽減税率制度の導入について

消費税の逆進性緩和策の一つに軽減税率制度があり、前問でも「生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべき」と答えた会員は22.4%にのぼった。平成26年度税制改正大綱では、消費税の軽減税率について、税率10%時に導入することとされているところである。軽減税率制度の導入をどのように考えるかを改めてたずねたところ、「導入すべきではない」は55.6%に達し、「どちらかという導入しないほうがよい」の22.0%を加えると、約8割の会員が軽減税率の導入には反対か消極的である。

問21 軽減税率制度導入反対の理由

軽減税率は理解を得やすい逆進性緩和策ではあるが、多くの会員が導入には否定的である。そこで、導入に否定的な会員にその理由をたずねたところ、「事業者にとって事務負担が過重となる」、「対象品目の選定が極めて困難」、「税制の簡素性に反する」といった理由を答えた会員が多く見られた。

問22 軽減税率の適用

会員の多くは軽減税率の導入には否定的であ

るが、仮に軽減税率を導入するとした場合、軽減税率としてどの程度の水準が望ましいかをたずねたところ、「5%」に据え置くとする回答が30.6%、「8%」が29.3%とほぼ同数であった。

問23 軽減税率の対象品目

軽減税率の導入に反対する理由として「対象品目の選定が極めて困難」が上位に上がったが、仮に軽減税率が導入されるとして軽減税率適用対象品目をたずねたところ、「特定の食料品に限定すべき」が42.2%と最も多く、「広く食料品全般に軽減税率を認めるべき」は18.5%にすぎなかった。特定の食料品に次ぐ物としては、「電気、ガス等の公共料金」が34.1%、「水道料金」が31.9%であった。この結果は、軽減税率の導入に肯定的であっても、対象品目の選定には困難がともなうことを表している。

問24 軽減税率適用と税収減対応

軽減税率の対象品目にもよるが、仮に導入された場合には軽減税率は所得水準に関わりなく全消費者に効果が及ぶことから、税収の減少に直結する。そこで、税収減にどのように対応するかを全会員にたずねたところ、「歳出を削減することによって対応すべき」と答えた会員が53.0%と半数を超え、「軽減税率適用以外の消費税の税率を引き上げることによって充当すべき」の28.0%を大きく上回った。「歳出の削減によって対応」に関しては、税収減相当額を社会保障の削減によって賄うとすれば、むしろ低所得層に不利になることに留意する必要がある。

(3) インボイス制度

問25 インボイス制度

仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についての考えをたずねたところ、「複数税率となる場合以外には、導入すべきではない」が39.2%と最多であり、「複数税率となっても、導入すべ

きではない」と答えた会員も24.1%であった。「現行税率を引上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである」と積極的に導入を求める会員は14.2%にすぎず、インボイスに対しては消極的な会員が多い。

問26 軽減税率適用の場合の経理方法

軽減税率導入を導入する場合、適正な税額計算のためには区分経理のための仕組みが必要となる。与党税制協議会では、課税事業者の新たな区分経理として次の4案が提示された。仮に軽減税率が導入された場合、この案についてどのように考えるかをたずねた。「事業者の事務負担が大きい、厳格な経理が必要とされるのでEU型インボイス方式がよい」とする会員が27.2%と最大であった。しかし、「区分経理に対応した請求書等保存方式がよい」も19.4%、「区分経理に対応した請求書等保存方式に売り手に請求書交付義務等を追加した方式事業者がよい」が19.0%であった。このように、望ましい経理方法についての意見は分かれている。

(4) 消費税の転嫁

問27 消費税の転嫁について

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税であるが、消費税率の引き上げにともない、転嫁が円滑に行われるかどうか懸念されている。そこで、消費税率の引き上げにともない、円滑かつ適正な転嫁が確保されるためには、どのような対策が有効と考えるかを複数回答でたずねた。「不公正な取引の検査、監視の強化」、「消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知」、「国民に対する広報の徹底」と答えた会員がそれぞれ半数近くに上った。消費税の転嫁を円滑に行えるようにするための環境整備が必要であると会員の多くは考えている。

(5) 国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税

問28 電子商取引と消費税課税

現在、電子書籍・音楽・広告の配信などの役務の提供が国境を越えて行われるようになってきている。日本に所在する事業者や消費者が役務の提供を受けた場合は国内取引として消費税が課税される方向で検討されているところであるが、こうした新しい時代における新たな消費税制度の方向についてたずねた。「電子商取引が国境を超えるか否かで、課税に不公平が発生しているので、早期に制度を導入すべき」が51.7%と半数を超えた。ただ、事業者向け取引については、「事務負担が重くなるので、簡素な手続きとすべき」とする回答も28.9%にのぼった。

② 法人税

(1) 法人実効税率と課税ベース

法人課税については、平成23年度税制改正で、法人実効税率が5%引き下げられ、平成26年度税制改正では、復興特別法人税が1年前倒して廃止された。さらに法人実効税率のあり方について、課税ベースの拡大や他税目での税収増による財源確保を図ることも含め、その検討が行われているところである。そこで法人実効税率と課税ベースについて、企業行動に法人税が及ぼす影響も含めて調査を行った。

問29 法人実効税率と企業行動

企業行動にはさまざまな要因が影響を及ぼすが、法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。わが国の法人課税の実効税率（平成25年1月現在）は35.6%（国税と地方税の合計）となった。しかし諸外国と比較すると、欧州諸国は、イギリス24%、フランス33.33%、ドイツ29.5%、アジア諸国は、中国25.0%、韓国24.2%と低く、さらに現在はわが国より高い米国（40.75%）でも大幅な税率引き下げの動きがある。このように日本の法人実

効税率はいまだ国際的に高い税率水準となっている。諸外国との税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えるかについて複数回答でたずねたところ、「国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が60.8%と最多であった。また、「外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている」は44.0%、「日本の法人実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている」と答えた会員も39.7%にのぼった。一方、「企業行動においては、法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等、多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない」と答えた会員は15.9%にすぎない。以上の調査結果は、法人税の実効税率が企業行動に影響を及ぼす可能性が大きいことを示しており、わが国においては、法人実効税率の引き下げによって企業がイコール・フットイングで海外と競争できる条件を整備することが、成長戦略として重要である。

問30 法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが、法人税の影響は企業活動を取り巻く環境にも左右されるであろう。そこで、10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ、「影響が高まっている」と答えた会員が56.0%に達した。この回答は、他の要因が日本での企業活動にとって厳しさを増しているために、重い法人税負担をカバーしきれなくなってきたことが背景にあると考えられる。

問31 企業行動における法人税の影響が高まった理由

法人税が企業活動に及ぼす影響は10年前に比べて高まったと答えた会員が56.0%に達した。そこで、「影響が高まった」と答えた会員にその理由をたずねたところ、8割が「海外（輸出先、海外拠点等）の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大」と答えている。企業の投資活動には法人税だけでなく、さまざまな要因が存在することから、それらを総合的に勘案した上で法人税のあり方を検討すべきという声もある。しかし、労働コスト、円相場、市場の成長性、原材料、エネルギーなどの面で、国内企業を取り巻く環境が厳しくなっているなか、企業は法人税負担により敏感に反応するようになっていると考えられる。

問32 法人実効税率の水準について

「骨太の方針2014」では、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保することとして、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることとされている。上の設問ではわが国の法人税が相対的に高く、企業活動に影響している可能性が示されたが、それでは、日本の法人実効税率をどの水準にすべきかをたずねたところ、「主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに10%程度引き下げるべきである（法人実効税率25%程度）」と答えた会員が32.8%と最多であり、「当面は欧州並み（30%程度）に引き下げ、さらにその後主要アジア諸国並み（25%程度）の水準まで段階的に引き下げるべき」の29.7%がそれに続いた。また、「欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに5%程度引き下げるべきである（法人実効税率30%程度）」は24.1%であった。法人の負担は法人税だけでなく総合的に捉えるべきという主張もあるが、「社会保険料を含めると先進国の中では、税率は必ずしも高くなく、現行水準でよい」と答えた会員は10.8%にすぎなかつ

た。つまり、平成23年度税制改正で実現した5%の引き下げでは不十分とする会員が多数を占めた。法人実効税率を引下げ、税率格差を解消することは、国内での投資を促進し、経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加につながると考えられる。

問33 法人実効税率引き下げる場合の財源

法人税税収は大きな額を占めていることから、税率引き下げが財政状況に影響することに配慮して、財源確保が懸案となっている。そこで、財源確保策についてたずねた。「法人税収の減少は、税制全体の中でカバーされるべき」と答えた会員が33.2%と最多であったが、「法人税の課税ベースの拡大によって補う形で、法人税収の維持を図るべき」も23.3%にのぼった。「法人税率の引下げは、成長戦略等において法人税収が増加するので、その法人税収増加分を財源にして実施するべき」が17.2%、「法人税率の引下げ等も含めた成長戦略によって税収が増加するため、税率の引き下げ分による短期的な税収低下（税収規模に対する中立性）は、長期的には問題とならない」が18.5%と、法人税減税が経済を活性化させることに期待し、実効税率の引き下げにともなう財源問題はとくに必要無しとする会員は3分の1を超えた。

問34 課税ベースの拡大

法人実効税率の引き下げに際しては、とくに法人税収の減少への対応策として租税特別措置の見直し、課税ベースの拡大を検討するとの議論がある。「骨太の方針2014」でも、法人実効税率の引下げに当たっては、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保することとされているところである。今後さらに法人税を引き下げる場合、課税ベースをどのように考えるかについて複数回答でたずねた。「税率を国際水準並みに引き下げる場合には、財政状況も鑑み、課税ベースを広げることもやむを得ない」と答えた会員が33.6%、「租税特別措置等の政策税制は、

研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げるべき」も同数の33.6%であった。このように、課税ベースの拡大に一定の理解を示す会員も多いが、「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、課税ベースを広げるべきではない」と答えた会員も29.7%にのぼった。このように、課税ベースの拡大については意見が大きく分かれている。

問35 受取配当の益金不算入

法人税率引き下げの財源確保として、受取配当等の益金不算入の縮小が検討されている。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えるかをたずねたところ、「受取配当等は経済的・二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱うべきである。」と答えた会員が61.6%に達した。半数を超える会員が見直しを求めており、二重課税防止の観点からの改正が必要である。

問36 繰越欠損金の損金算入の見直し

企業の各年度において控除できる欠損金額は、所得の80%に制限されている（資本金1億円以下の所得は全額損金控除可能）。法人税の税率引き下げの財源確保として、繰越欠損金の損金算入割合をさらに引き下げるについてどう考えるかをたずねた。「企業は継続することが前提であるので、繰越欠損金は所得の金額と通算されるべき」と答えた会員が54.3%と半数を超えた。法人税における欠損金の繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度であると考えられる会員が多い。

問37 減価償却制度の見直し

機械装置の減価償却方法は、定額法と200%定率法の選択適用が認められているが、法人実効税率の引き下げの財源確保として、課税ベースの拡大の一環として、減価償却制度の見直しを行うことが国際的な動きとなっている。そこで、200%定率法を廃止し、定額法にするという考えについてどのように考えるかをたずねた。

「機械装置は、技術進歩の進展に合わせて、早期に費用を回収し、さらなる設備投資等をしていくことが重要であり、現在の200%定率法は継続すべき」と答えた会員が40.9%と最多であるが、「機械装置を耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することは合理的な方法であり、法人税率の引き下げの財源確保として、やむを得ない」とする会員もほぼ同数の39.2%にのぼった。このように、法人実効税率引き下げ財源としての減価償却のあり方については会員の間で考え方が大きく分かれている。

問38 中小法人税制の見直し

中小法人（資本金1億円以下）は一律に15%の軽減税率（800万円以下の所得に対して）の適用があるほか、多くの中小企業優遇措置が講じられている。こうした中小法人に対する措置についての考えをたずねたところ、「高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることは見直すべき」が45.3%、「中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見直すべき」が33.6%と続いた。このように、中小法人に関しては何らかの見直しが必要とする会員が多く、優遇措置を受ける中小企業者の範囲等について見直す必要性を会員は感じている。

問39 法人事業税・固定資産税の損金不算入

地方財源を安定的に確保する観点やドイツでの営業税（地方税）の損金不算入の例から、地方税の損金算入の見直しの議論がある。この点に関してたずねたところ、「法人事業税や固定

資産税は、事業に直接関係する税の性格上損金算入となっているものであり、これらを損金不算入とすることは、法人税の実効税率引き下げを否定することになるので、反対」とする会員が62.9%に達した。税の性格や課税根拠に反する財源対策に関して否定的な見解を持つ会員が多い。

問40 研究開発支援税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要であり、世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いている。安倍政権は規制改革や金融・税制面の措置等により民間の潜在力を最大限発揮させ、民間投資の喚起を図ることによって「成長による富の創出」を実現しようとしており、研究開発の促進、イノベーションの基盤強化が何より重要な政策になっている。そこで、研究開発支援税制についてどのように考えているかをたずねたところ、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべき」と答えた会員が37.5%と最多であり、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべき」が34.1%と続いた。さらに、「研究開発支援税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、「成長の富の創出」のために積極的に拡充すべき」も31.0%と、多くの会員が研究開発支援税制の必要性を主張している。一方、「法人実効税率を引き下げることが重要であり、その財源確保策として、研究開発支援税制の特別な措置期間が経過すれば、初期の目的を終えたことから、廃止すべき」は10.8%、「研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべき」は8.2%にすぎなかった。このように、大多数の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識している。このことは、少子化

にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において、経済の持続的な成長力を強化するためには、生産性を向上させることが不可欠であり、したがって、イノベーションの重要性がさらに高まっていることを示すものである。

問41 パテントボックスの創設

現行のわが国の研究開発支援税制は研究開発投資に着目した制度となっている。海外に目を転じると、欧州諸国では研究開発が成功を収めた後の段階において、特許の使用料など知的財産から生じる所得への課税を軽くする「パテントボックス」税制を導入し、企業の研究開発活動の流出防止や外国企業の研究開発の呼び込みによってイノベーションを促進しようとしている。パテントボックス税制についての考えをたずねたところ、「我が国の知的財産立国としての競争力を維持、強化するために、導入すべき」と答えた会員が36.2%であり、「欧州諸国ですでに導入されているので、イコール・フットINGの観点から創設を急ぐ必要がある」の13.4%を加えると、半数の会員が導入すべきとしている。経済成長の要となる企業による活発なイノベーションを促すためにも、広範囲の投資促進措置が不可欠である。ただ、「対象範囲等、導入に必要な可能性をさらに模索する必要がある」と答えた会員も22.0%にのぼっており、導入を目指した速やかな検討が必要である。

問42 ベンチャー投資促進税制

平成26年度税制改正により、投資減税、ベンチャー投資促進税制、事業再編促進税制の創設や拡充が行われたところであるが、これらの措置を実効的なものにするために、さらにどのようにすべきかをたずねた。「手続きの簡素化」と答えた会員が33.2%と、使い勝手の良さをあげた会員が最多であった。しかし、「大胆な投資促進税制が措置されており、現行で十分」として範囲の拡大等には否定的な会員が30.6%に

のぼり、「対象設備の範囲の拡大」「税額控除の上限の引き上げ」といった制度の拡充を求める会員は少数であった。

問43 交際費課税

平成26年度税制改正において、消費を拡大し、経済を活性化させる目的で、①交際費等に含まれる飲食費の金額の50%損金算入、②中小法人の定額控除限度額の特例については①との選択のうえ、適用期限を2年間延長するとされた。この改正についてどのように考えるかをたずねたところ、「交際費は事業上必要な経費であるので、公正妥当な会計処理の基準で判断すればよい」と答えた会員が39.2%と最多であり、「経済の活性化のためには平成26年度税制改正程度の取扱が望ましく、賛成である」の36.6%がそれに次いだ。このように、交際費課税についてはこれを緩やかにすべきと考える会員が多い。

(2) 法人関連税制

問44 法人関連税制における改正

法人税については、近年、組織再編税制の創設、連結納税制度の創設、研究開発投資減税、会社法に対応した税制の整備、減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から改正が行われてきた。しかし、グローバル化の急速な進展に対応していくためには、国際課税の分野を含め、解決すべき課題も残されている。そこで、税率以外の見直すべき課題について最も重要なものは何かを複数回答でたずねたところ、「外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）」が38.4%と最多であり、次いで「受取配当の益金不算入割合」の33.6%であった。その他にも、「移転価格税制」が32.3%、「欠損金の使用制限」が28.0%となった。この結果は、平成23年度税制改正において大企業を対象とした欠損金の繰越控除制度について制限（欠損金の控除限度額は所得金額の8割）が設けられたことが背景にあると考えられる。さらに、「欠損金の繰越・繰戻」が27.2%、「連結納税」が25.9%と

続いた。二重課税の回避の必要性や、企業経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である欠損金の繰越・繰戻はわが国の制度が諸外国に比べて不利になっている点が指摘されたと言える。

問45 連結納税制度の改正

連結納税のメリットが消滅することから批判が大きかった連結付加税は平成16年度に廃止された。しかし現在もなお、連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。そこで、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目について複数回答でたずねたところ、「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の緩和」が55.6%、「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」が52.6%と、半数を超える会員が改正すべきと答えた。また、「法人事業税、法人住民税への導入」も31.5%と高い回答率であった。企業は経営形態の変更など環境変化への対応策を懸命に模索しているところであり、連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

3) 企業会計と法人税法との乖離

問46 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされているが、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「収益認識基準」が40.1%と最多であり、「資産の減損」の36.2%、「有形固定資産」の35.3%、「引当金、偶発債務、偶発資産」の30.2%が続いた。

問47 確定決算主義

確定決算基準は、課税の簡便性と便宜性を確保するとともに、確定した決算に表明された企業の意思を重視することによって課税所得の計算の信頼性、客観性を担保し、課税における安定性を確保しようとするものである。企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定

決算主義については、「実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行うべき」と答えた会員が52.2%と最多であった。次いで、「所得計算の妥当性を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべき」の27.6%であり、「確定決算主義は廃止すべき」と答えた会員は15.1%と少数であった。以上の結果は、確定決算基準を維持するか廃止するかではなく、確定決算基準という原則の下で実情にどう適応させていくかという、程度の問題として捉えていくことの必要性を示している。

4) 税制の予測可能性

問48 租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答でたずねたところ、59.9%の会員が「移転価格税制」と答えた。以下、「タックスヘイブン税制」の28.9%、「恒久的施設」の25.9%が続いた。企業活動がグローバル化している今日、活動を円滑に進めるためにも、とくに予測可能性が重要となるのは、国際課税関係であることを結果は示している。

③ 国際課税

問49 租税条約

近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しているが、さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため、租税条約の締結、改正の一層の促進」と答えた会員が51.3%と最多であり、「アジア地域の投資促進のため、アジア諸国との源泉税の免除等の促進」の41.4%、「投資交流の活発化

が見込まれる国々との租税条約の締結、改正の「一層促進」の37.9%が続いた。経済のグローバル化が進展する中、経済交流が一層拡大するように環境整備を図ることが重要であり、そのためにも租税条約について改定することを会員は求めている。

問50 移転価格税制

平成23年度税制改正で、OECDにおける移転価格ガイドラインの改正に伴い、独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅の取扱いの明確化など大幅に改正された。また、平成25年度税制改正ではベリール比（営業費用売上総利益率）の適用も追加されたところであるが、さらに改善すべき優先度の高い点は何かをたずねた。「価格算定文書の明確化について、企業の負荷が軽減されるように、効果的な資料の公表すべき」が43.5%、「経済実態を踏まえたガイドライン等の充実」が38.4%に達した。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の表れであろう。

問51 外国子会社合算税制（タックスハイブント税制）

外国子会社合算税制（タックスハイブント税制）は、平成22年度税制改正で大幅に改正されたところであるが、今後更に改正すべき項目はどれかをたずねたところ、会員の半数（54.7%）が「軽課国の判定基準である実効税率を20%未満に引下げべき」と答えた。世界的に法人税の実効税率が低下している中で、判定基準を引き下げる必要性を会員は感じている。また、「外国関係会社の所得に課される税の負担が20%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する制度を設けるべき」と答えた会員が37.5%、「現行では、外国子会社の利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべき」も35.8%に上った。日本企業の海外におけるM&Aの積極的展開や各国税制度が大きく変化す

る中で、外国子会社合算税制の不断の見直しが必要である。

問52 税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）

多国籍企業が各国の税制や租税条約を組み合わせることによって租税負担を抑制している事例が見られ、各国の税源の浸食と潜在的な利益移転が図られていることが深刻な問題としてG8、G20でも取り上げられている。OECD租税委員会が中心となって「税源浸食と利益移転行動計画」（BEPS行動計画）を公表し、2015年12月までに、新たな国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとされている。しかし一方で、合法的な行為を過度に規制することは、企業の経済行為を阻害する要因になるという懸念もある。この問題に関して、どのように考えるかを複数回答でたずねた。「租税回避を誘発しているのは、有害な租税競争であり、各国の主権にかかわる問題であるので、OECDのような国際機関における協議を通じて、国際的なルールを目指すべき」と答えた会員が57.8%と半数を超え、「国際課税については、不明確、不透明な分野が多いことから、日本企業が、国際的な経済活動に活発に取り組めるように、国際課税制度について、予測可能で、法的安定性のある制度にすべき」の42.7%が続いた。以上の結果は、国際的なルール作りが喫緊の課題であることを示している。

問53 BEPS行動計画と日本への影響

OECD租税委員会では、BEPS行動計画として、15項目について、検討作業が進んでいる。これらの行動計画のような新たな国際的なルールが策定され、国内法の改正、租税条約の改定等が進展すると、日本にどのような影響があると考えられるかをたずねた。結果は以下の通りである。なお、表の数値は会員全体の値であり、単位は%である。

	重要な影 響あり	影響あり	影響はな い	判断でき ない	その他
1. 電子商取引課税	21.6	42.2	6.5	17.2	1.3
2. ハイブリッド・ミスマッチ取 決めの効果否認	6.9	32.3	14.7	33.6	1.7
3. 外国子会社合算税制の強化	14.2	42.2	14.2	17.2	2.2
4. 利子等の損金算入を通じた税 源浸食の制限	6.0	37.5	18.1	25.4	1.7
5. 有害税制への対抗	5.2	27.2	17.7	37.1	1.7
6. 租税条約の防止濫用の防止	3.9	30.6	22.8	29.7	1.7
7. 恒久的施設（PE）認定の人 為的回避の防止	10.3	34.5	15.9	25.4	1.7
8. 移転価格税制（①無形資産）	21.1	43.5	6.9	16.4	1.7
9. 移転価格税制（①リスクと資 本）	13.8	37.5	11.6	24.6	1.7
10. 移転価格税制（①他の租税回 避の可能性が高い取引）	10.3	36.6	13.8	26.7	1.7
11. BEPSの規模や経済的効果の 指標を政府からOECDに集約し、 分析する方法を策定する。	6.0	28.4	10.8	41.4	2.6
12. タックス・プランニングの報 告義務	19.8	36.2	8.6	23.3	1.7
13. 移転価格関連の文書化の再検 討	36.6	32.3	7.3	13.4	1.7
14. 相互協議の効果的実施	10.3	39.2	8.6	28.4	1.7
15. 多国間協定の開発	9.1	28.4	12.5	37.1	1.7

問54 BEPS に対する意見他

(略)

4 個人所得税

(1) 税収調達機能と所得再配分機能

問55 個人所得税と税収調達機能

累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで、所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ、「現状で妥当である」が41.8%と最多であり、「増税」あるいは「減税」が必要と答えた会員は少なかった。個人所得税は消費税と並ぶ基幹税であるが、今後の税制としては現状が妥当とする傾向が見られる。しかし、現状維持と答えた会員も半数に満たず、個人所得課税については今後さらに検討を重ねるべき税制であると言える。そこで、以下の設問では個人所得税の構造についてたずねた。

問56 税率構造と適用ブラケット

平成25年度税制改正において、課税所得4,000万円超について45%の税率が創設されたところであるが、過去の税制改正における最高税率の引き下げや税率のフラット化等によって、所得税の税収感応度や所得再配分機能は弱まっていると言われている。そこで、税率構造と適用ブラケットのあり方について複数回答でたずねたところ、「納税者の約8割が税率10%以下のブラケットとなっているため、ここに属する納税者の割合を縮小すべき」と答えた会員が38.4%と最多であった。また、現行の最高税率(45%)を「50%まで引き上げるべき」が23.3%、「税率構造等の現行制度は維持すべき」が22.4%、「ブラケットごとの税率の刻みを小さくすべき」が17.2%であった。会員の多くが税率構造とブラケットの見直しが必要と考えているものの、税率構造とブラケットは所得の再配分という価値判断に関わる部分に影響するものであることから、そのあり方に関しては会員間でも意見は分かれている。

(2) 所得控除、税額控除等

問57 給与所得控除のあり方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが、長年にわたってそのあり方が議論されてきた。平成23年度税制改正では、格差是正、所得再配分機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、①給与所得控除の上限設定、②役員給与に係る給与所得控除の見直し、③特定支出控除の見直しがなされた。また、平成26年度税制改正で、28年、29年分の所得税分から給与所得控除の上限設定が漸次引き下げられることになっている。こうした中、給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ、会員の30.2%が「高額な収入のある役員給与については、金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべき」と答えた。現行の給与所得控除については、画一的に一律の控除を行う方式となっているが、雇用形態が多様化していることから、「実態に合わせた概算控除額を設定すべき」の26.7%が続いた。しかし、「26年度税制改正後の漸次引き下げられる給与所得控除の上限設定の水準でよい」とする会員も21.6%に上り、給与所得控除のあり方については会員間で方向性は定まっていない。

問58 控除のあり方

現行税制においては、婚姻、育児、老齢等の生活の局面に応じ、各種の控除が設けられている。税率と並んで税額に大きく影響する控除のあり方について複数回答でたずねたところ、「子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除(給付も含め)に改めるべき」と答えた会員が25.9%と最多であった。子育て支援に関しては児童手当、保育サービスなどの支出面での対応もあるが、税制面での取り組みについても関心が高いことをうかがわせる。現在、議論の的となっている配偶者控除に

については、「現行の制度を維持すべき」と答えた会員が23.7%であり、「配偶者の就労の中立性阻害、夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ、廃止を含めて見直しを行うべき」（21.6%）をわずかに上回った。「特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべき」と答えた会員は21.6%であった。このように、所得税における控除のあり方については、いずれも圧倒的多数の会員が支持する改革案はない。しかし、租税理論上公平な所得税制を構築するためにも、控除のあり方について十分な議論と国民のコンセンサスを得ることが求められる。

問59 公的年金等控除

平成17年分所得から、公的年金控除の縮小、高齢者控除の廃止が行われたものの、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどう考えるかを複数回答でたずねたところ、「担税力のある高齢者については、公的年金等控除の上限を設けるべき」と答えた会員が50.9%と約半数に達し、「多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除は一定額を超える場合には、減少させるべき」の38.4%が続いた。このように、超高齢社会にあって年金生活者が急増するわが国においては、年金生活者として一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小など、きめ細かな対応を行うことによって所得税における公平性を確保することの必要性を会員は感じている。

(3) 年末調整

問60 年末調整のあり方

納税者意識の向上や公平性の観点からは、現行では給与所得控除として算定されている必要

経費を実額控除するとともに、申告納税制度を導入する方が望ましいとする考えがある。そこで給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えるかをたずねた。「年末調整を含め現行制度は維持すべき」と答えた会員が61.2%と半数を超え、「年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべき」の23.3%を大きく上回った。申告納税制度の重要性は理解しつつも、利便性を重視した結果と言えよう。

(4) 金融所得課税の一元化

問61 総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱では「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み、可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされた。また、平成25年度税制改正では金融所得課税の一体化が拡充され、公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能となった（平成28年1月1日から適用）。そこで、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進すべき」と答えた会員が62.1%と、「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」の27.6%を大きく上回った。この調査結果は、金融・資本市場の国際競争力の強化によって、資本の国際流動性を確保し、日本経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化をさらに着実に促進する必要があることを示している。

問62 日本版ISAについて

平成25年度税制改正において、日本版ISAが創設された。なお、非課税所得となる金融商品の拡大については、金融所得課税の一体化の進展や「貯蓄から投資へ」の考え方等の観点を

踏まえつつ、今後検討することとされている。今後の日本版ISAをどのように考えるかをたずねたところ、「新制度が創設されてばかりであるので、現状とおりでよい」と答えた会員が35.8%、「経済成長に必要な資金を供給する必要があることから、期間、金融商品の規模ともに拡大すべき」の31.0%がそれに続いた。会員の大部分が日本版ISAを評価している。

問63 株式配当及び株式譲渡益課税

法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げの場合には、個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について、その負担割合（源泉所得税20%適用）を引き上げるべきとの意見がある。この考え方についてたずねたところ、「金融所得課税一元化の考え方に反しており、また、金融市場の活性化に悪影響を及ぼす。さらに金融商品に対する過大な税負担は、資金が海外流出するおそれがあるので反対」と答えた会員が半数近くの47.0%にのぼった。また、「大企業を中心とした法人は株主とは独立しており、法人税率引き下げと株式配当や株式譲渡損益とは関係がない」も28.9%であり、多数の会員が引き上げには反対している。

5 地方税

問64 地方税負担のあり方

国家財政とともに地方財政もきわめて厳しい状況ある。こうしたなか、地方税についても充実・強化すべきとの声も聞こえてくる。この点についてたずねたところ、「地方税の充実・強化は税源移譲によって行うべき」と答えた会員が50.9%と半数を超え、「地方税を増税すべき」は7.8%にすぎなかった。また、「地方税負担は増やすべきでなく、他の財政支出の削減で対応すべき」が31.9%にのぼった。安易な地方税の増税は避けるべきであり、国と地方の税源配分の見直しと、地方行政改革を会員は求めて

いる。

問65 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

地方法人2税の税収は、偏在度が高く地域間の財政力格差を生じさせていることから、平成20年度税制改正により、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、法人事業税の一部が分離され地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。さらに平成26年度税制改正で、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、引下げ分に相当する地方法人税（国税）が創設され、その税収全額を地方交付税原資とすることとされた。また、消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとともに、地方法人特別税・譲与税の廃止、現行制度の意義や効果を踏まえた他の偏在是正措置など、幅広く検討を行うこととされている。こうしたなか、地域間の地方税収格差を是正する方法として、「消費税の税率引き上げを前提として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきである」との意見が出てきている。この点についてたずねたところ、「どちらとも言えない」が44.0%と最多であり、「賛成である」が42.7%と続いた。「反対」は9.9%にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など、今後さらに検討を加えていく必要がある。

問66 地方税のあり方

地方税のあり方としてその他に賛成できるものはどれかを複数回答でたずねたところ、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき」が57.8%と半数を超えた。地方税は多くの税目で構成されており、簡索性という点からの見直しも必要であろう。「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底すべき」の35.8%、「法人住民税、法

人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべき」の29.7%が続いた。わが国の地方税は法人課税のウェイトが大きく、標準税率を上回って課税する超過課税も法人対象に偏っている。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから、応益原則を強化すべきと考える会員が多く、個人と企業の負担配分についても、再検討する必要があることを調査結果は示している。

(2) 個人住民税

問67 個人住民税

個人住民税については、税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格を強めることになったが、今後の個人住民税のあり方として要望したい点を複数回答でたずねた。「応益原則の強化から、均等割（市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円）については、引き上げるべき」、「所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべき」がともに29.7%と最多であった。個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから、地方の基幹税としてのあり方をさらに検討すべきであろう。

(3) 法人住民税・法人事業税等

問68 法人住民税・法人事業税等

法人住民税、法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させるべき」と答えた会員が67.7%と最多であり、「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべき」の47.0%が次いだ。地方分権改革において地方の充実や課税自主権の強化は重要だと

しても、納税環境や税の基本原則の一つである簡素性に照らして検討を行う必要性を調査結果は示している。

問69 事業税における外形標準課税

地方税における法人課税の見直しが法人税改革の重要な柱となっているが、現在資本金1億円超の大企業が対象となっている外形標準課税の対象を1億円以下の企業にまで対象を拡大することについてたずねた。「地方法人課税は法人に偏った負担となっているので、地方法人課税の抜本的な改革の中で行うべきであり、外形標準課税のみその対象を拡大することには、慎重であるべき」と答えた会員が40.5%と最多であったが、「応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大すべき」も40.1%と拮抗している。いずれにせよ、法人事業税のあり方に関しては抜本的改革が必要という認識は共通している。

(4) 固定資産税

問70 固定資産税

固定資産税のあり方として、特に要望したいのはどれかを複数回答でたずねたところ、「償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止すべき」が70.3%に達した。また、「償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべき」と答えた会員が45.3%にのぼった。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であり、課税の是非を含めて検討すべきという考えが背景にあると考えられる。

6 その他の税制等

(1) 環境関連税制

問71 地球温暖化対策のための税

平成24年度税制改正において、エネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課

税ベースとする現行の石油石炭にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設され、税率が段階的に引き上げられる（平成26年4月、平成28年4月）。一方、税制改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方地球温暖化対策に関する財源確保について検討されることとなっている。こうした状況下、今後の地球温暖化対策税制をどのように考えるかをたずねた。「環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要」とする会員が32.8%、「日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成しているにも関わらず、さらに地球温暖化対策税を導入することは、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから、現在検討中の資源・エネルギー政策の見直しを契機とし、課税の廃止を含め抜本的に見直すべき」も27.2%と、地球温暖化対策税の創設には否定的な会員が多数であった。一方、「地球温暖化対策税は賛成」とする会員は6.0%にすぎない。国民の十分な理解が得られないままに、特定の政策分野に税制を活用することには慎重を要するとともに、環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

問72 車体課税

車体課税については、平成26年度税制改正大綱において、以下の方向で検討し、27年度改正で結論を得るとされている。(1)自動車取得税は、消費税率10%への引き上げ時に廃止し、他の車体課税と併せて措置する。(2)自動車税は、消費税率10%段階において自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能別）を、自動車税の取得時の課税として実施する。(3)軽自動車税は、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を大幅に引き上げる（26年度税制改正で改正）。(4)自動車重量税は、平成27年度改正でエコカー減税制度の基本構造

を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に関連して原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえて見直す。そこで、今後の自動車重量税についての考えをたずねたところ、「自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に軽減すべき」と答えた会員が37.9%と最多であった。同時に、「エコカー減税の恒久化などグリーン化機能の維持・強化を図るべき」が20.3%、「自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化すべき」が19.4%、「道路整備の課税根拠がなくなっているため、廃止すべき」が19.0%と、会員の意見は分かれている。

(2) 印紙税等

問73 印紙税の是非

印紙税は経済取引にともなって作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならない。このため、「課税対象の見直しを行うべき」とする会員が24.1%であったが、「さらに進んで廃止を検討すべき」が69.0%と多数を占めた。インターネット販売が拡大する中で課税上のアンバランスはますます大きくなっており、課税の公平上、問題であることから印紙税全体について廃止を検討する必要があることを調査結果は示している。

Ⅲ 税に関する意識及び納税環境の整備

問74 コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス

企業は内部統制の整備などコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいるが、税務コンプライアンスの向上を図ることも重要な課題とな

ってきており、課税当局においても、企業の税務コンプライアンスの維持・向上への取り組みを推進することが必要となっている。このような状況において、これからの税務コンプライアンスについてどのように考えるかをたずねた。

「税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組み（指揮・監督等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として当然必要であり、内部統制が適切であれば税務調査に対する企業の負担を軽減すべき」と答えた会員が62.1%と半数を超えた。その他にも、「行政当局は、企業が取り組むコーポレートガバナンスや税務コンプライアンスへの取り組みを尊重して、それに基づいて調査の必要量を決定すべき」が39.7%、「行政当局は、より調査必要度の高い法人へ行政庁の人員と時間を集中させることができ、税務行政の効率化を進めることができるため、望ましい方針」と答えた会員も32.8%にのぼった。

問75 移転価格税制と税務コンプライアンス

移転価格税制において紛争が発生した場合、その影響規模が大きく、かつ、解決に長時間を要するため、企業や課税当局の負担が重く、また、経済活動の国際的展開に支障をきたす可能性がある。このため、紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となるとともに、行政当局においても予防的対応が求められている。そこで、移転価格税制における税務コンプライアンスについてどのように考えるかをたずねたところ、企業においては、「税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとするのが重要」、「海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要」、「移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要」との回答を得た。また行政当局においては、

多くの会員が「企業からの相談に対応した体制を整備すべき」、「移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等を提供すべき」と答えた。国際課税に関しては国際協議の業務が山積しており、そのための多大の労力、知見が必要とされることから、企画立案部局の要員を増員することも必要となろう。

問76 税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について該当するものを複数回答でたずねた。「制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている」と答えた会員が62.1%にのぼった。望ましい税制の構築において簡素性への配慮も重要であることを示している。「グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている」（44.4%）、「国民に税金（含む社会保障負担）、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない」（43.5%）が続いた。また、「クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている」と感じている会員も32.8%にのぼった。経済活動を取り巻く環境が急速に変化している現在、ソフト・インフラとしての税制を迅速に時代の変化に適合させるとともに、税金に関して国民の理解を得るためには、公平性の確保と租税に関する情報を的確かつわかりやすく国民に伝える必要があることを調査結果は示している。

問77 納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が必要かをたずねたところ、第1位は「地方税申告・納付の簡素化」と答えた会員が45.7%と半数近くに達した。第2位も地方税に関連するものであり、「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要」の43.1%

であった。地方分権の推進によって自治体の課税自主権を強化することが重要だとしても、納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。とくに国と地方の徴税協力は、効率性の向上のみならず適正かつ公平な徴税の執行とともに、納税者にとっての利便性の向上にも資するもの

である。

Ⅳ 当協会へのご要望等

(略)

税制に関する意見（アンケート）調査

	維持(法人)会員 送付数 357 回収数 134 回収率 37.5%	租研役員・評議員 送付数 96 回収数 53 回収率 55.2%	通常(個人)会員 送付数 461 回収数 45 回収率 9.8%	全体 送付数 914 回収数 232 回収率 25.4%
I. 財政及び税制全般				
1. 経済及び財政政策全般				
(1) 全般				
【問1】日本が抱える政策課題				
我が国は多くの構造的な問題を抱えていますが、下記のうち、優先的に取り組むべき政策課題をお選びください。（複数回答可）				
イ) 大震災からの復旧・復興	(イ) 61 45.5%	(イ) 24 45.3%	(イ) 13 28.9%	(イ) 98 42.2%
ロ) 資源・エネルギー政策	(ロ) 72 53.7%	(ロ) 33 62.3%	(ロ) 14 31.1%	(ロ) 119 51.3%
ハ) 社会資本整備の充実・強化（国土強靱化対策）	(ハ) 17 12.7%	(ハ) 6 11.3%	(ハ) 4 8.9%	(ハ) 27 11.6%
ニ) 経済対策（デフレ対策）	(ニ) 43 32.1%	(ニ) 23 43.4%	(ニ) 7 15.6%	(ニ) 73 31.5%
ホ) 中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）	(ホ) 85 63.4%	(ホ) 37 69.8%	(ホ) 15 33.3%	(ホ) 137 59.1%
ヘ) 財政の健全化	(ヘ) 91 67.9%	(ヘ) 40 75.5%	(ヘ) 29 64.4%	(ヘ) 160 69.0%
ト) 規制改革（含む行政改革）	(ト) 40 29.9%	(ト) 18 34.0%	(ト) 7 15.6%	(ト) 65 28.0%
チ) 経済貿易連携の推進（T P P等）	(チ) 29 21.6%	(チ) 18 34.0%	(チ) 4 8.9%	(チ) 51 22.0%
リ) 新たな税制抜本的改革	(リ) 46 34.3%	(リ) 23 43.4%	(リ) 8 17.8%	(リ) 77 33.2%
ヌ) 持続性のある社会保障の構築	(ヌ) 42 31.3%	(ヌ) 20 37.7%	(ヌ) 13 28.9%	(ヌ) 75 32.3%
ル) 少子化対策	(ル) 50 37.3%	(ル) 22 41.5%	(ル) 19 42.2%	(ル) 91 39.2%
ヲ) 魅力ある地域づくり	(ヲ) 13 9.7%	(ヲ) 6 11.3%	(ヲ) 2 4.4%	(ヲ) 21 9.1%
ワ) 地球温暖化対策	(ワ) 10 7.5%	(ワ) 5 9.4%	(ワ) 3 6.7%	(ワ) 18 7.8%
カ) その他（具体的にご記入ください）	(カ) 5 3.7%	(カ) 0 0.0%	(カ) 0 0.0%	(カ) 5 2.2%
(2) 経済及び財政政策				
安倍政権は、安倍総理の強いリーダーシップの下、三本の矢といわれるいわゆるアベノミクスという経済政策により、長引くデフレ不況、円高から脱却し、日本経済を強い成長軌道に乗せる政策をとっています。このアベノミクスについてお尋ねします。				
【問2】アベノミクスの経済に与える効果				
アベノミクスの経済に与える効果についてどのようにお考えになりますか。				
イ) アベノミクスは成功し、自律的な成長と望ましいインフレをもたらす。	(イ) 20 14.9%	(イ) 12 22.6%	(イ) 6 13.3%	(イ) 38 16.4%
ロ) 日本経済はデフレからは脱却するが、依然として低成長が継続する。	(ロ) 37 27.6%	(ロ) 17 32.1%	(ロ) 13 28.9%	(ロ) 67 28.9%
ハ) アベノミクスは部分的な効果にとどまり、デフレからは抜け出せない。	(ハ) 12 9.0%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 9 20.0%	(ハ) 21 9.1%
ニ) 日本経済はインフレと経済停滞に陥る。	(ニ) 1 0.7%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 4 8.9%	(ニ) 5 2.2%
ホ) 現状では判断できない。	(ホ) 55 41.0%	(ホ) 20 37.7%	(ホ) 12 26.7%	(ホ) 87 37.5%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ) 4 3.0%	(ヘ) 2 3.8%	(ヘ) 1 2.2%	(ヘ) 7 3.0%
【問3】新たな成長戦略				
安倍政権における第3の矢である新たな成長戦略として「日本再興戦略」が決定されましたが、この戦略に掲げられている政策のうち、優先的に取り組むべき課題を3つお選びください。				
イ) 緊急構造改革プラン(民間投資活性化, コー	(イ) 42 31.3%	(イ) 20 37.7%	(イ) 6 13.3%	(イ) 68 29.3%

ポレートガバナンスの強化、事業再編促進等)												
ロ) 雇用制度改革、人材力の強化(女性活躍政策、人材育成、雇用確保)	(ロ)	50	37.3%	(ロ)	13	24.5%	(ロ)	23	51.1%	(ロ)	86	37.1%
ハ) 科学技術イノベーション促進政策(世界最高の知財立国)	(ハ)	39	29.1%	(ハ)	19	35.8%	(ハ)	15	33.3%	(ハ)	73	31.5%
ニ) 世界最高水準のIT社会の実現(規制改革、IT化促進、ITインフラ整備等)	(ニ)	12	9.0%	(ニ)	4	7.5%	(ニ)	3	6.7%	(ニ)	19	8.2%
ホ) 立地競争力の更なる強化(法人税改革、国家戦略特区、PPI・PFI、産業インフラの整備等)	(ホ)	73	54.5%	(ホ)	32	60.4%	(ホ)	12	26.7%	(ホ)	117	50.4%
ヘ) 中小企業・小規模事業者の革新	(ヘ)	6	4.5%	(ヘ)	1	1.9%	(ヘ)	9	20.0%	(ヘ)	16	6.9%
ト) 国民の「健康寿命」の延伸政策(予防サービス、医療産業の家政科、先端医療促進策等)	(ト)	6	4.5%	(ト)	1	1.9%	(ト)	1	2.2%	(ト)	8	3.4%
チ) クリーン・経済的エネルギー需給の実現	(チ)	30	22.4%	(チ)	16	30.2%	(チ)	7	15.6%	(チ)	53	22.8%
リ) 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築	(リ)	15	11.2%	(リ)	7	13.2%	(リ)	11	24.4%	(リ)	33	14.2%
ヌ) 地域資源で稼ぐ地域社会の実現(農業活性化政策等)	(ヌ)	14	10.4%	(ヌ)	1	1.9%	(ヌ)	8	17.8%	(ヌ)	23	9.9%
ル) 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進(TPPの促進等)	(ル)	40	29.9%	(ル)	23	43.4%	(ル)	13	28.9%	(ル)	76	32.8%
ヲ) 海外市場獲得のための戦略的取組(インフラ輸出、資源確保、クールジャパン促進策等)	(ヲ)	30	22.4%	(ヲ)	9	17.0%	(ヲ)	6	13.3%	(ヲ)	45	19.4%
ワ) 成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備(対内投資促進等)	(ワ)	28	20.9%	(ワ)	5	9.4%	(ワ)	8	17.8%	(ワ)	41	17.7%
カ) その他(具体的にご記入ください)	(カ)	0	0.0%	(カ)	0	0.0%	(カ)	1	2.2%	(カ)	1	0.4%

【問4】財政赤字と財政健全化目標

財政健全化目標については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(以下骨太の方針2014という。)において、経済再生と財政健全化の両立に向けた取り組みの下で、国・地方合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年に比べ赤字のGDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指すこととされています。

このため、財政健全化については、歳出・歳入両面の最大限の努力により、現下の著しく悪化した財政状況から経済再生の進展を損なうことのないようにするとともに、より効果的に成長・発展に資する歳出となるように重点化・効率化を図ることとされています。特に、歳出の重点化・効率化に当たっては、聖域なき見直しを行っていく必要があるとされています。歳入面では、成長志向型の税体系を目指すこととされています。

このような政府の財政運営戦略をどのように評価しますか。

イ) 金融政策、財政政策、経済成長戦略が効果を発揮せず、財政は悪化し、日本の国際的な信認は大きく損なわれる。	(イ)	3	2.2%	(イ)	0	0.0%	(イ)	5	11.1%	(イ)	8	3.4%
ロ) 経済状況は改善するものの、社会保障費の重点化・効率化が思い切って図られない限り、財政健全化方針の実現は困難であり、財政は悪化する。	(ロ)	84	62.7%	(ロ)	30	56.6%	(ロ)	29	64.4%	(ロ)	143	61.6%
ハ) 物価上昇率も2%を達成し、税収が増大することから15年度の方針は達成するが、社会保障費の増大等から2020年度の基礎的収支の	(ハ)	30	22.4%	(ハ)	14	26.4%	(ハ)	10	22.2%	(ハ)	54	23.3%

黒字化は困難である。												
ニ) 財政健全化の道筋が明確になったので、国民の将来に対する不安が軽減され、経済は上振れする可能性があり、財政健全化の方向にある。	(ニ)	8	6.0%	(ニ)	6	11.3%	(ニ)	1	2.2%	(ニ)	15	6.5%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	1	0.7%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	2	0.9%
【問5】 財政健全化目標の立法化												
財政健全化推進のためには法律を制定し、財政健全化目標の達成を義務付けたほうがよいとの意見がありますが、どのように考えますか。												
イ) 財政健全化法を制定すればよい。	(イ)	28	20.9%	(イ)	14	26.4%	(イ)	17	37.8%	(イ)	59	25.4%
ロ) 閣議決定で中長期財政計画を制定し、毎年度の予算において財政健全化を図ればよい。	(ロ)	46	34.3%	(ロ)	19	35.8%	(ロ)	8	17.8%	(ロ)	73	31.5%
ハ) 経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化すればよい。	(ハ)	27	20.1%	(ハ)	11	20.8%	(ハ)	10	22.2%	(ハ)	48	20.7%
ニ) 経済成長を通じ、税収増を目指すことが重要であり、その上で財政健全化を図ればよい。	(ニ)	23	17.2%	(ニ)	7	13.2%	(ニ)	8	17.8%	(ニ)	38	16.4%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	2	1.5%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	2	4.4%	(ホ)	4	1.7%
【問6】 歳出削減												
高齢化の進展に伴い社会保障費が増大していることに加えて、このままでは財政の累積債務はさらに増大します。財政健全化に向けて、歳入面での見直しとともに、歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れません。今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。（複数回答可、計数は復興予算込み）												
イ) 社会保障（平成26年度予算 30.5兆円）	(イ)	70	52.2%	(イ)	34	64.2%	(イ)	28	62.2%	(イ)	132	56.9%
ロ) 公共事業（6.0兆円）	(ロ)	34	25.4%	(ロ)	15	28.3%	(ロ)	7	15.6%	(ロ)	56	24.1%
ハ) 防衛（4.9兆円）	(ハ)	15	11.2%	(ハ)	5	9.4%	(ハ)	1	2.2%	(ハ)	21	9.1%
ニ) 文教・科学振興（5.4兆円）	(ニ)	2	1.5%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	0.9%
ホ) 地方交付税等（16.1兆円）	(ホ)	37	27.6%	(ホ)	22	41.5%	(ホ)	12	26.7%	(ホ)	71	30.6%
ヘ) 公務員人件費（5.1兆円）	(ヘ)	49	36.6%	(ヘ)	17	32.1%	(ヘ)	13	28.9%	(ヘ)	79	34.1%
ト) 特別会計、独立行政法人等	(ト)	88	65.7%	(ト)	34	64.2%	(ト)	23	51.1%	(ト)	145	62.5%
チ) 削減すべきものはない	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	1	2.2%	(チ)	1	0.4%
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ)	7	5.2%	(リ)	3	5.7%	(リ)	4	8.9%	(リ)	14	6.0%
【問7】 消費税率引き上げによる日本経済への影響												
税制抜本改革法により、消費税率は平成26年4月から5%（地方消費税を含む）から8%に引き上げられ、平成27年10月1日から10%に引き上げられることとなっています。消費税率の引き上げは日本経済にどのような影響をもたらすと考えますか。												
なお、消費税の10%への引き上げは、経済状況を勘案して平成26年中に判断することとされています。												
イ) 消費税率の10%への引き上げは、景気にマイナスの影響を及ぼす。	(イ)	30	22.4%	(イ)	4	7.5%	(イ)	10	22.2%	(イ)	44	19.0%
ロ) 消費税率の10%への引き上げは、社会保障目的税として支出すれば、景気への影響を緩和できることから、社会保障制度の安定化のために増税を行っても、経済にマイナスになることはない。	(ロ)	32	23.9%	(ロ)	10	18.9%	(ロ)	7	15.6%	(ロ)	49	21.1%
ハ) 現役世代は財政や社会保障の持続可能性へ	(ハ)	25	18.7%	(ハ)	12	22.6%	(ハ)	16	35.6%	(ハ)	53	22.8%

<p>の不安から消費支出を抑制しており、消費税率を10%へ引き上げても、家計の将来の不安が払拭できれば、消費はむしろ増加する可能性があり、経済にプラスになる。</p> <p>ニ) 消費税の増税が景気に及ぼす影響は短期的なものであり、住宅など高額な耐久財への課税の減免等の適切な措置がとられてれば、10%まで引き上げてもさしたる影響はない。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(ニ) 32 23.9%	(ニ) 18 34.0%	(ニ) 8 17.8%	(ニ) 58 25.0%
(3) 受益と負担				
【問8】 受益と負担水準				
<p>我が国においては、国民全体が受ける社会保障が「中福祉－低負担」になっていると言われており、負担を抑制するための財源を国債などの形で将来世代へ先送っている状況です。今後高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになれば、将来世代へのつけ回しを避けるべきです。今後の社会保障のあり方をどのように考えますか。</p> <p>イ) 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、「低福祉－低負担」とすべきである。</p> <p>ロ) 現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指すべきである。</p> <p>ハ) 「より安心な社会」を目指し、それに見合う負担が望ましく、「高福祉－高負担」に踏み出すべきである。</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 23 17.2%	(イ) 7 13.2%	(イ) 12 26.7%	(イ) 42 18.1%
	(ロ) 95 70.9%	(ロ) 41 77.4%	(ロ) 26 57.8%	(ロ) 162 69.8%
	(ハ) 7 5.2%	(ハ) 2 3.8%	(ハ) 7 15.6%	(ハ) 16 6.9%
	(ニ) 3 2.2%	(ニ) 1 1.9%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 4 1.7%
【問9】 国民負担率に関する意識				
<p>我が国の、国・地方をあわせた国民負担割合は41.6%（平成26年度予算、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。膨大な累積債務残高や一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が43%の実状からすれば、国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われまます。国民負担率（租税負担率）については、どの程度までなら許容できますか。</p> <p>（参考）各国の国民負担率（日本は平成23年度、日本以外は平成23年）、日本 39.8%、アメリカ 30.8%、イギリス 47.4%、ドイツ 51.2%、フランス 62.1%、スウェーデン 58.2%</p> <p>イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。</p> <p>ロ) 50%程度を限度とすべきである。</p> <p>ハ) 現状レベルを維持すべきである。</p> <p>ニ) 現状でも、負担レベルが高く、下げるべきである。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 6 4.5%	(イ) 4 7.5%	(イ) 4 8.9%	(イ) 14 6.0%
	(ロ) 75 56.0%	(ロ) 37 69.8%	(ロ) 19 42.2%	(ロ) 131 56.5%
	(ハ) 35 26.1%	(ハ) 7 13.2%	(ハ) 17 37.8%	(ハ) 59 25.4%
	(ニ) 6 4.5%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 4 8.9%	(ニ) 10 4.3%
	(ホ) 4 3.0%	(ホ) 2 3.8%	(ホ) 1 2.2%	(ホ) 7 3.0%
【問10】 社会保障改革について				
<p>社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、消費税率10%への確実な引き上げ実施と新たな歳入面の見直しとともに、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが必要不可欠といえます。現在、社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられてい</p>				

る下記のうち、優先的に取り組むべき検討項目を3つ以内でお選びください。

イ) 年金支給開始年齢の引き上げ	(イ) 16 11.9%	(イ) 8 15.1%	(イ) 15 33.3%	(イ) 39 16.8%
ロ) 年金給付の引き下げ	(ロ) 15 11.2%	(ロ) 8 15.1%	(ロ) 7 15.6%	(ロ) 30 12.9%
ハ) 高所得者の年金給付の引き下げ	(ハ) 76 56.7%	(ハ) 29 54.7%	(ハ) 23 51.1%	(ハ) 128 55.2%
ニ) デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底	(ニ) 38 28.4%	(ニ) 21 39.6%	(ニ) 4 8.9%	(ニ) 63 27.2%
ホ) 年金保険料の引き上げ（標準報酬上限の引き上げ）	(ホ) 10 7.5%	(ホ) 3 5.7%	(ホ) 2 4.4%	(ホ) 15 6.5%
ヘ) 基礎年金の加入期間の延長	(ヘ) 6 4.5%	(ヘ) 2 3.8%	(ヘ) 5 11.1%	(ヘ) 13 5.6%
ト) 高齢者医療費自己負担割合の引き上げ	(ト) 49 36.6%	(ト) 21 39.6%	(ト) 11 24.4%	(ト) 81 34.9%
チ) 生活保護の適正化の徹底	(チ) 54 40.3%	(チ) 19 35.8%	(チ) 26 57.8%	(チ) 99 42.7%
リ) 医療・介護費の適正化	(リ) 51 38.1%	(リ) 19 35.8%	(リ) 16 35.6%	(リ) 86 37.1%
ヌ) その他（具体的にご記入ください）	(ヌ) 4 3.0%	(ヌ) 3 5.7%	(ヌ) 3 6.7%	(ヌ) 10 4.3%

【問11】年金制度について

年金制度における基礎年金の負担について、どのように考えますか。

イ) 全額国庫負担方式にすべきである。	(イ) 15 11.2%	(イ) 5 9.4%	(イ) 8 17.8%	(イ) 28 12.1%
ロ) 二分の一国庫負担方式（現行）でよい。	(ロ) 99 73.9%	(ロ) 39 73.6%	(ロ) 29 64.4%	(ロ) 167 72.0%
ハ) 三分の一国庫負担方式でよい。	(ハ) 8 6.0%	(ハ) 3 5.7%	(ハ) 6 13.3%	(ハ) 17 7.3%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 1 0.4%

2. 税制全般

政府においては『「日本再興戦略」改訂 2014』及び「骨太の方針2014」の実施を通じて、日本経済の持続的成長と財政健全化と持続可能な社会保障の同時達成を目指していくこととされています。税制においても、成長志向型の税体系を目指していくという観点から取り組んでいくこととされています。今後の税制改革について、以下の設問にお答えください。

（1）税制改正に向けての基本的視点

【問12】課税原則次の課税原則のうち、現行税制を踏まえ、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。

イ) 公平性の確保	(イ) 77 57.5%	(イ) 29 54.7%	(イ) 29 64.4%	(イ) 135 58.2%
ロ) 中立性の確保	(ロ) 13 9.7%	(ロ) 8 15.1%	(ロ) 7 15.6%	(ロ) 28 12.1%
ハ) 簡素性の確保	(ハ) 33 24.6%	(ハ) 11 20.8%	(ハ) 9 20.0%	(ハ) 53 22.8%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 6 4.5%	(ニ) 3 5.7%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 9 3.9%

【問13】税制改革にあたって重要な視点税制改革に当たり、課税原則に加え、特に重視すべき点はどのようなことですか。（3つまで回答可）

イ) 経済活力の強化	(イ) 93 69.4%	(イ) 38 71.7%	(イ) 12 26.7%	(イ) 143 61.6%
ロ) 少子化対策	(ロ) 20 14.9%	(ロ) 3 5.7%	(ロ) 14 31.1%	(ロ) 37 15.9%
ハ) 所得格差問題の是正（所得再分配効果の回復）	(ハ) 25 18.7%	(ハ) 8 15.1%	(ハ) 13 28.9%	(ハ) 46 19.8%
ニ) 世代間格差の是正	(ニ) 24 17.9%	(ニ) 3 5.7%	(ニ) 7 15.6%	(ニ) 34 14.7%
ホ) 地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正）	(ホ) 4 3.0%	(ホ) 3 5.7%	(ホ) 7 15.6%	(ホ) 14 6.0%
ヘ) 安定的な税収の確保	(ヘ) 56 41.8%	(ヘ) 26 49.1%	(ヘ) 21 46.7%	(ヘ) 103 44.4%
ト) イノベーションの促進	(ト) 21 15.7%	(ト) 7 13.2%	(ト) 4 8.9%	(ト) 32 13.8%
チ) 国際的に調和の取れた税制度	(チ) 70 52.2%	(チ) 42 79.2%	(チ) 23 51.1%	(チ) 135 58.2%
リ) 地方分権化の推進（含む国税と地方税の役割分担の明確化）	(リ) 13 9.7%	(リ) 6 11.3%	(リ) 14 31.1%	(リ) 33 14.2%
ヌ) その他（具体的にご記入ください）	(ヌ) 5 3.7%	(ヌ) 1 1.9%	(ヌ) 0 0.0%	(ヌ) 6 2.6%

【問14】 税目別バランスと税制改正

日本の課税状況（国税・地方税計）は、平成25年度（予算ベース）で、所得税課税が32.3%、法人税課税が20.4%、消費課税が31.2%、資産課税が16.1%という税目別の税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。

（参考）各国の税目別バランス

（日本） 所得32%、法人20%、消費32%、資産17%（平成22年度実績）

（アメリカ） 所得44%、法人15%、消費24%、資産17%（平成22年実績）（ドイツ）

所得40%、法人7%、消費49%、資産4%（フランス）

所得28%、法人8%、消費41%、資産23%（イギリス）

所得36%、法人11%、消費39%、資産15%（イ）消費税をより重視する（フランス型）

（イ） 47 35.1%

（ロ）消費税、所得税をより重視する（ドイツ、イギリス型）

（ロ） 52 38.8%

（ハ）所得税をより重視する（米国型）

（ハ） 3 2.2%

（ニ）日本の現状維持

（ニ） 24 17.9%

（ホ）その他（具体的にご記入ください）

（ホ） 2 1.5%

（イ） 21 39.6%

（ロ） 27 50.9%

（ハ） 0 0.0%

（ニ） 3 5.7%

（ホ） 0 0.0%

（イ） 11 24.4%

（ロ） 16 35.6%

（ハ） 3 6.7%

（ニ） 13 28.9%

（ホ） 2 4.4%

（イ） 79 34.1%

（ロ） 95 40.9%

（ハ） 6 2.6%

（ニ） 40 17.2%

（ホ） 4 1.7%

II. 各税目

1. 消費税

（1）消費税率の引き上げと用途について

【問15】消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

税制抜本改革法では、消費税率（国、地方）を平成27年10月1日で10%に引き上げられることとなっています。また、社会保障費の増大を勘案するとさらに財政収支健全化に向けた改善が必要といわれています。将来的な消費税率の引き上げについて、どの程度の税率が妥当、もしくは容認可能であると考えますか。

（参考； 標準税率 2014年1月現在）

10%韓国、オーストラリア、インドネシア

16%メキシコ、17%中国、18%イスラエル、トルコ

19%ドイツ、20%イギリス、フランス、オーストリア、21%ベルギー、スペイン、オランダ

22%イタリア、24%フィンランド、ルーマニア、25%スウェーデン、デンマーク、ノルウェー

イ）現状維持（8%）

（イ） 9 6.7%

ロ）10%

（ロ） 34 25.4%

ハ）10～13%

（ハ） 14 10.4%

ニ）13～15%

（ニ） 26 19.4%

ホ）15～18%

（ホ） 21 15.7%

ヘ）20%

（ヘ） 16 11.9%

ト）20%以上

（ト） 2 1.5%

チ）その他（具体的にご記入ください）

（チ） 5 3.7%

（イ） 0 0.0%

（ロ） 7 13.2%

（ハ） 6 11.3%

（ニ） 18 34.0%

（ホ） 11 20.8%

（ヘ） 7 13.2%

（ト） 0 0.0%

（チ） 2 3.8%

（イ） 2 4.4%

（ロ） 11 24.4%

（ハ） 1 2.2%

（ニ） 11 24.4%

（ホ） 6 13.3%

（ヘ） 11 24.4%

（ト） 3 6.7%

（チ） 0 0.0%

（イ） 11 4.7%

（ロ） 52 22.4%

（ハ） 21 9.1%

（ニ） 55 23.7%

（ホ） 38 16.4%

（ヘ） 34 14.7%

（ト） 5 2.2%

（チ） 7 3.0%

【問16】 経済状況と消費税率の引き上げ

消費税率（国、地方）は、平成27年10月1日に10%へ引き上げることとされています。消費税率の引き上げと経済状況との関係をどのように考え

ますか。							
なお、消費税率の10%への引上げについては、経済状況を総合的に勘案して、平成26年中に判断することとされています。							
イ) 経済実態にマイナスの影響を及ぼすので、さらなる消費税率の引き上げには反対である。	(イ) 8 6.0%	(イ) 0 0.0%	(イ) 4 8.9%	(イ) 12 5.2%			
ロ) 経済状況が好転していれば、消費税率を引き上げるべきである。	(ロ) 38 28.4%	(ロ) 14 26.4%	(ロ) 6 13.3%	(ロ) 58 25.0%			
ハ) 経済・社会状況が激変しない限りは、消費税率を引き上げるべきである。	(ハ) 65 48.5%	(ハ) 34 64.2%	(ハ) 22 48.9%	(ハ) 121 52.2%			
ニ) 経済・社会状況に関係なく、消費税率を引き上げるべきである。	(ニ) 15 11.2%	(ニ) 2 3.8%	(ニ) 13 28.9%	(ニ) 30 12.9%			
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 2 1.5%	(ホ) 1 1.9%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 3 1.3%			
【問17】 使途及び目的税化							
税制抜本改革法上、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされていますが、どのように考えますか。							
イ) 社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、使途は限定すべき。	(イ) 43 32.1%	(イ) 10 18.9%	(イ) 11 24.4%	(イ) 64 27.6%			
ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない。	(ロ) 50 37.3%	(ロ) 26 49.1%	(ロ) 11 24.4%	(ロ) 87 37.5%			
ハ) 税の基本からすれば一般税であることが望ましく、使途の硬直化に繋がる危惧があり反対である。	(ハ) 33 24.6%	(ハ) 15 28.3%	(ハ) 23 51.1%	(ハ) 71 30.6%			
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 1 0.7%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.4%			
(2) 逆進性対策							
平成26年度税制改正大綱では、消費税の軽減税率について、必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入することとされ、与党税制協議会において検討されています。なお消費税率の8%引き上げ時に暫定措置として、簡易な給付措置がとられています。							
【問18】 逆進性対策							
消費税を引き上げた場合、その逆進性対策についてどのように考えますか。							
イ) 特に逆進性対策を講じる必要はない。	(イ) 38 28.4%	(イ) 16 30.2%	(イ) 20 44.4%	(イ) 74 31.9%			
ロ) 消費税率が10%以上の場合には、逆進性対策を行う必要がある。	(ロ) 77 57.5%	(ロ) 29 54.7%	(ロ) 20 44.4%	(ロ) 126 54.3%			
ハ) 消費税率10%未満の場合でも、逆進性対策を講じるべき。	(ハ) 7 5.2%	(ハ) 3 5.7%	(ハ) 2 4.4%	(ハ) 12 5.2%			
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 2 3.8%	(ニ) 3 6.7%	(ニ) 9 3.9%			
【問19】 逆進性対策として適当な方法							
仮に逆進性対策を行うとすれば、どのような方法が適当と思われますか。（複数回答可）							
イ) 生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべきである。	(イ) 31 23.1%	(イ) 14 26.4%	(イ) 7 15.6%	(イ) 52 22.4%			
ロ) 社会保障政策などの歳出面から対応すべきである。	(ロ) 37 27.6%	(ロ) 13 24.5%	(ロ) 14 31.1%	(ロ) 64 27.6%			
ハ) 給付付き税額控除を導入すべきである。	(ハ) 32 23.9%	(ハ) 15 28.3%	(ハ) 13 28.9%	(ハ) 60 25.9%			
ニ) 簡素な給付措置を継続すべきである。	(ニ) 39 29.1%	(ニ) 15 28.3%	(ニ) 14 31.1%	(ニ) 68 29.3%			
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 4 3.0%	(ホ) 2 3.8%	(ホ) 2 4.4%	(ホ) 8 3.4%			
【問20】 軽減税率制度の導入について							

平成26年度税制改正大綱では、消費税の軽減税率について、税率10%時に導入することとされています。軽減税率制度の導入をどのように考えますか。							
イ) 導入すべきではない。	(イ) 67 50.0%	(イ) 28 52.8%	(イ) 34 75.6%	(イ) 129 55.6%			
ロ) どちらかという導入しないほうがよい。	(ロ) 31 23.1%	(ロ) 16 30.2%	(ロ) 4 8.9%	(ロ) 51 22.0%			
ハ) どちらかという導入したほうがよい。	(ハ) 15 11.2%	(ハ) 3 5.7%	(ハ) 3 6.7%	(ハ) 21 9.1%			
ニ) 導入すべきである。	(ニ) 12 9.0%	(ニ) 3 5.7%	(ニ) 4 8.9%	(ニ) 19 8.2%			
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 4 3.0%	(ホ) 2 3.8%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 6 2.6%			
【問21】軽減税率制度導入反対の理由							
【質問20】でイ)，ロ)に回答した方にお聞きします。軽減税率制度導入に反対とした理由は何ですか。（3つまで回答可）							
イ) 経済取引を歪め、経済に対する中立性の確保に反する。	(イ) 15 11.2%	(イ) 8 15.1%	(イ) 12 26.7%	(イ) 35 15.1%			
ロ) 税制の簡索性に反する。	(ロ) 58 43.3%	(ロ) 23 43.4%	(ロ) 17 37.8%	(ロ) 98 42.2%			
ハ) 軽減税率は、一度決定されると引上げが困難となる。	(ハ) 7 5.2%	(ハ) 4 7.5%	(ハ) 2 4.4%	(ハ) 13 5.6%			
ニ) 対象品目の選定が極めて困難となる。	(ニ) 64 47.8%	(ニ) 29 54.7%	(ニ) 26 57.8%	(ニ) 119 51.3%			
ホ) 事業者、課税当局ともに、事務負担が過重となる。	(ホ) 78 58.2%	(ホ) 36 67.9%	(ホ) 21 46.7%	(ホ) 135 58.2%			
ヘ) 軽減税率適用で税収減となるので、他に増収措置が必要となる。	(ヘ) 21 15.7%	(ヘ) 7 13.2%	(ヘ) 8 17.8%	(ヘ) 36 15.5%			
ト) 高所得者も軽減税率の恩恵を受ける。	(ト) 11 8.2%	(ト) 3 5.7%	(ト) 5 11.1%	(ト) 19 8.2%			
チ) 社会保障政策などの歳出面からの低所得者対策で十分である。	(チ) 12 9.0%	(チ) 7 13.2%	(チ) 6 13.3%	(チ) 25 10.8%			
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ) 1 0.7%	(リ) 0 0.0%	(リ) 0 0.0%	(リ) 1 0.4%			
【問22】軽減税率の適用							
平成26年度税制改正大綱では、消費税率が10%時に、軽減税率制度の導入をすることとされていますが、仮に軽減税率制度が導入された場合には、軽減税率はどの程度と考えますか。							
イ) 8%	(イ) 37 27.6%	(イ) 19 35.8%	(イ) 12 26.7%	(イ) 68 29.3%			
ロ) 5%	(ロ) 41 30.6%	(ロ) 13 24.5%	(ロ) 17 37.8%	(ロ) 71 30.6%			
ハ) 3%	(ハ) 8 6.0%	(ハ) 2 3.8%	(ハ) 2 4.4%	(ハ) 12 5.2%			
ニ) ゼロ税率	(ニ) 23 17.2%	(ニ) 5 9.4%	(ニ) 8 17.8%	(ニ) 36 15.5%			
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 11 8.2%	(ホ) 6 11.3%	(ホ) 4 8.9%	(ホ) 21 9.1%			
【問23】軽減税率の対象品目							
仮に軽減税率制度が導入される場合、軽減税率の対象となる品目等をどのように考えますか。（3つまで回答可）							
イ) 特定の食料品に限定すべきである。	(イ) 55 41.0%	(イ) 21 39.6%	(イ) 22 48.9%	(イ) 98 42.2%			
ロ) 広く食料品全般に軽減税率を認めるべきである。	(ロ) 32 23.9%	(ロ) 9 17.0%	(ロ) 2 4.4%	(ロ) 43 18.5%			
ハ) 水道料金	(ハ) 40 29.9%	(ハ) 17 32.1%	(ハ) 17 37.8%	(ハ) 74 31.9%			
ニ) 新聞、雑誌、書籍	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 1 1.9%	(ニ) 3 6.7%	(ニ) 8 3.4%			
ホ) 医薬品	(ホ) 24 17.9%	(ホ) 6 11.3%	(ホ) 10 22.2%	(ホ) 40 17.2%			
ヘ) 電気、ガス等の公共料金	(ヘ) 48 35.8%	(ヘ) 16 30.2%	(ヘ) 15 33.3%	(ヘ) 79 34.1%			
ト) 交通機関に対する運賃	(ト) 12 9.0%	(ト) 3 5.7%	(ト) 2 4.4%	(ト) 17 7.3%			
チ) 教育費用	(チ) 22 16.4%	(チ) 6 11.3%	(チ) 18 40.0%	(チ) 46 19.8%			
リ) 宿泊施設	(リ) 1 0.7%	(リ) 0 0.0%	(リ) 1 2.2%	(リ) 2 0.9%			
ヌ) 外食サービス	(ヌ) 1 0.7%	(ヌ) 0 0.0%	(ヌ) 0 0.0%	(ヌ) 1 0.4%			
ル) その他（具体的にご記入ください）	(ル) 12 9.0%	(ル) 5 9.4%	(ル) 5 11.1%	(ル) 22 9.5%			

<p>【問24】 軽減税率適用と税込減対応 仮に軽減税率が導入された場合、軽減税率適用による税込減について、どのように考えますか。</p> <p>イ) 軽減税率適用による税込減については、消費税以外の税目の増税によって充当すべきである。</p> <p>ロ) 軽減税率適用以外の消費税の税率を引き上げることによって充当すべきである。</p> <p>ハ) 歳出を削減することによって対応すべきである。</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入ください）</p> <p>(3) インボイス制度</p>	<p>(イ) 9 6.7%</p> <p>(ロ) 34 25.4%</p> <p>(ハ) 77 57.5%</p> <p>(ニ) 7 5.2%</p>	<p>(イ) 3 5.7%</p> <p>(ロ) 14 26.4%</p> <p>(ハ) 29 54.7%</p> <p>(ニ) 5 9.4%</p>	<p>(イ) 7 15.6%</p> <p>(ロ) 17 37.8%</p> <p>(ハ) 17 37.8%</p> <p>(ニ) 3 6.7%</p>	<p>(イ) 19 8.2%</p> <p>(ロ) 65 28.0%</p> <p>(ハ) 123 53.0%</p> <p>(ニ) 15 6.5%</p>
<p>【問25】 インボイス制度 課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「インボイス制度」の導入についてどのように考えますか。</p> <p>イ) 複数税率となっても、導入すべきではない。</p> <p>ロ) 複数税率となる場合以外には、導入すべきでない。</p> <p>ハ) 税率が10%（2桁）以上になる場合には、導入すべきである。</p> <p>ニ) 現行税率を引上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	<p>(イ) 35 26.1%</p> <p>(ロ) 54 40.3%</p> <p>(ハ) 20 14.9%</p> <p>(ニ) 16 11.9%</p> <p>(ホ) 4 3.0%</p>	<p>(イ) 9 17.0%</p> <p>(ロ) 28 52.8%</p> <p>(ハ) 5 9.4%</p> <p>(ニ) 7 13.2%</p> <p>(ホ) 2 3.8%</p>	<p>(イ) 12 26.7%</p> <p>(ロ) 9 20.0%</p> <p>(ハ) 11 24.4%</p> <p>(ニ) 10 22.2%</p> <p>(ホ) 2 4.4%</p>	<p>(イ) 56 24.1%</p> <p>(ロ) 91 39.2%</p> <p>(ハ) 36 15.5%</p> <p>(ニ) 33 14.2%</p> <p>(ホ) 8 3.4%</p>
<p>【問26】 軽減税率適用の場合の経理方法 与党税制協議会は、軽減税率導入を導入する場合、適正な税額計算のためには区分経理のための仕組みが必要となりますが、課税事業者の新たな区分経理として次の4案が提示され、今後検討することとされています。</p> <p>仮に軽減税率が導入された場合、この案についてどのように考えますか。</p> <p>案 方式</p> <p>現行 買い手は請求書等の保存が仕入税額控除の要件。売り手に請求書等の交付義務はない</p> <p>①案 区分経理に対応した請求書等保存方式</p> <p>②案 ①案に売り手に請求書交付義務等を追加した方式</p> <p>③案 事業者番号及び請求書番号を付さない税額別請求書方式</p> <p>④案 EU型インボイス方式</p> <p>イ) 事業者の事務負担が大きいのが、厳格な経理が必要とされるので④案がよい。</p> <p>ロ) 事業者の事務負担は大きいのが、④案に比較すれば事業者番号の記載が不要であり、③案がよい。</p> <p>ハ) 請求書は現在も使用されており、事業者の事務負担が軽いことから②案がよい。</p> <p>ニ) 事業者の負担が最も軽いので①案がよい。</p> <p>ホ) 現行通りでよい。</p> <p>ヘ) その他（具体的にご記入ください）</p> <p>(4) 消費税の転嫁</p>	<p>(イ) 28 20.9%</p> <p>(ロ) 8 6.0%</p> <p>(ハ) 30 22.4%</p> <p>(ニ) 31 23.1%</p> <p>(ホ) 19 14.2%</p> <p>(ヘ) 10 7.5%</p>	<p>(イ) 18 34.0%</p> <p>(ロ) 2 3.8%</p> <p>(ハ) 6 11.3%</p> <p>(ニ) 11 20.8%</p> <p>(ホ) 7 13.2%</p> <p>(ヘ) 5 9.4%</p>	<p>(イ) 17 37.8%</p> <p>(ロ) 1 2.2%</p> <p>(ハ) 8 17.8%</p> <p>(ニ) 3 6.7%</p> <p>(ホ) 12 26.7%</p> <p>(ヘ) 3 6.7%</p>	<p>(イ) 63 27.2%</p> <p>(ロ) 11 4.7%</p> <p>(ハ) 44 19.0%</p> <p>(ニ) 45 19.4%</p> <p>(ホ) 38 16.4%</p> <p>(ヘ) 18 7.8%</p>
<p>【問27】 消費税の転嫁について 消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担す</p>				

ることを予定している税ですが、転嫁の円滑化のためには、どのような対策が有効と考えますか。
(複数回答可)

イ) 国民に対する広報の徹底	(イ)	39	29.1%	(イ)	21	39.6%	(イ)	15	33.3%	(イ)	75	32.3%
ロ) 消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成, 周知	(ロ)	53	39.6%	(ロ)	25	47.2%	(ロ)	16	35.6%	(ロ)	94	40.5%
ハ) 講習会等の開催や相談体制の整備	(ハ)	7	5.2%	(ハ)	4	7.5%	(ハ)	2	4.4%	(ハ)	13	5.6%
ニ) 不公正な取引の検査, 監視の強化	(ニ)	67	50.0%	(ニ)	31	58.5%	(ニ)	19	42.2%	(ニ)	117	50.4%
ホ) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定	(ホ)	27	20.1%	(ホ)	6	11.3%	(ホ)	11	24.4%	(ホ)	44	19.0%
ヘ) 違法行為に対する情報提供の促進と提供者の保護	(ヘ)	22	16.4%	(ヘ)	7	13.2%	(ヘ)	13	28.9%	(ヘ)	42	18.1%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	3	2.2%	(ト)	1	1.9%	(ト)	5	11.1%	(ト)	9	3.9%

(5) 国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税

【問28】 電子商取引と消費税課税

国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税については、政府税制調査会において、電子書籍・音楽・広告の配信などの役務の提供が国境を越えて行われた場合についても日本に所在する事業者や消費者が役務の提供を受けた場合は国内取引として消費税が課税される方向で検討されています。新たな税制改正の方向についてどのように考えますか。(複数回答可)

(参考) 国外事業者が行う役務の提供のうち、内外判定基準の見直しの結果、新たに国内取引となる役務の提供について「(事業者向け取引)」と「消費者向け取引」のいずれに該当するかによって、「リバースチャージ方式」と「国外事業者申告納税方式」により納税義務が課される案が検討されています。

イ) 電子商取引が国境を超えるか否かで、課税に不公平が発生しているので、早期に制度を導入すべきである。	(イ)	61	45.5%	(イ)	32	60.4%	(イ)	27	60.0%	(イ)	120	51.7%
ロ) 消費者向け取引は、国外事業者に納税義務が発生することから、多数の国との租税条約や税務行政執行共助条約の活用が重要になるので、それらの条約が機能するまで、導入にあたって慎重に検討すべきである。	(ロ)	21	15.7%	(ロ)	5	9.4%	(ロ)	6	13.3%	(ロ)	32	13.8%
ハ) 消費者向け取引は、国外事業者に納税義務が発生するので、申告や徴収について不公平が多発する懸念がある。	(ハ)	20	14.9%	(ハ)	6	11.3%	(ハ)	11	24.4%	(ハ)	37	15.9%
ニ) 事業者向け取引は、多くの事業者にとって、消費税課税と仕入れ税額控除が同額となることから納税関係は少ないものの、一方事務負担が重くなる。簡素な手続きとすべきである。	(ニ)	45	33.6%	(ニ)	16	30.2%	(ニ)	6	13.3%	(ニ)	67	28.9%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ)	4	3.0%	(ホ)	2	3.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	6	2.6%

2. 法人税

(1) 法人実効税率と課税ベース

法人課税については、平成23年度税制改正で、法人実効税率が5%引き下げられ、平成26年度税制改正では、復興特別法人税が1年前倒しで廃止されました。さらに法人実効税率のあり方について、課税ベースの拡大や他税目での税収増による財源確保を図ることの検討も含め、その検討が行われています。

「骨太の方針2014」では、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成

<p>長志向に重点を置いた法人税改革に着手することとされています。そのため数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指し、この引き下げは来年度から開始することとされています。</p> <p>財源については、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保することとし、年末に向けて具体案を得ることとされています。</p>				
<p>【問29】 実効税率と企業行動</p> <p>我が国の法人実効税率は、下記のように諸外国と比較して依然として高い状況にあります。諸外国との税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えますか。(複数回答可)</p> <p>(参考) 法人の実効税率 (2013.1現在) 日本35.6% (国税+地方税), アメリカ40.8%, フランス33.3%, ドイツ29.5%, イギリス24.0%, 中国25.0%, 韓国24.2%</p> <p>(注) 日本の法人実効税率は、平成23年度税制改正後の税率 (改正前は40.7%)。実効税率の計算は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」「地方法人特別税」の税率を合計したものであり、資本金1億円超の法人の税率である。尚、復興特別法人税は含まない。</p> <p>イ) 日本の法人実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている。</p> <p>ロ) 国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。</p> <p>ハ) 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである。</p> <p>ニ) 外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている。</p> <p>ホ) 企業行動においては、法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない。</p> <p>ヘ) その他 (具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 59 44.0%</p> <p>(ロ) 81 60.4%</p> <p>(ハ) 25 18.7%</p> <p>(ニ) 62 46.3%</p> <p>(ホ) 21 15.7%</p> <p>(ヘ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 26 49.1%</p> <p>(ロ) 39 73.6%</p> <p>(ハ) 13 24.5%</p> <p>(ニ) 28 52.8%</p> <p>(ホ) 6 11.3%</p> <p>(ヘ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 7 15.6%</p> <p>(ロ) 21 46.7%</p> <p>(ハ) 9 20.0%</p> <p>(ニ) 12 26.7%</p> <p>(ホ) 10 22.2%</p> <p>(ヘ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 92 39.7%</p> <p>(ロ) 141 60.8%</p> <p>(ハ) 47 20.3%</p> <p>(ニ) 102 44.0%</p> <p>(ホ) 37 15.9%</p> <p>(ヘ) 0 0.0%</p>
<p>【問30】 法人税の企業への影響の変化</p> <p>ここ数年において (10年前と比較して)、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。</p> <p>イ) 影響が高まっている。</p> <p>ロ) 影響に変化はない。</p> <p>ハ) 影響が低下している。</p> <p>ニ) その他 (具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 78 58.2%</p> <p>(ロ) 46 34.3%</p> <p>(ハ) 1 0.7%</p> <p>(ニ) 2 1.5%</p>	<p>(イ) 34 64.2%</p> <p>(ロ) 16 30.2%</p> <p>(ハ) 0 0.0%</p> <p>(ニ) 1 1.9%</p>	<p>(イ) 18 40.0%</p> <p>(ロ) 21 46.7%</p> <p>(ハ) 5 11.1%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 130 56.0%</p> <p>(ロ) 83 35.8%</p> <p>(ハ) 6 2.6%</p> <p>(ニ) 3 1.3%</p>
<p>【問31】 企業行動における法人税の影響が高まった理由</p> <p>上記【問29】でイ)「企業行動における、法人税の影響が高まっている」とお答えになった方に伺います。影響が高まったと感じる理由は以下の</p>				

どれですか。(複数回答可)

イ) 海外(輸出先、海外拠点等)の国での法人税減税により、日本との法人税の格差が拡大し、資本が流出	(イ)	61	78.2%	(イ)	29	85.3%	(イ)	15	83.3%	(イ)	105	80.8%
ロ) 売上(含む原料調達)における、海外比率の高まり	(ロ)	24	30.8%	(ロ)	7	20.6%	(ロ)	8	44.4%	(ロ)	39	30.0%
ハ) 海外の株主比率の高まり	(ハ)	10	12.8%	(ハ)	4	11.8%	(ハ)	1	5.6%	(ハ)	15	11.5%
ニ) 企業評価が、経常利益から税引後利益に変化	(ニ)	22	28.2%	(ニ)	8	23.5%	(ニ)	6	33.3%	(ニ)	36	27.7%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ)	3	3.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	5.6%	(ホ)	4	3.1%

【問32】 法人実効税率の水準について

平成23年度税制改正で、課税ベースの拡大等とあわせて、法人実効税率が5%引き下げられ(法人実効税率35.6%)、また平成26年度改正では、復興特別法人税が1年前倒しで廃止されました。「骨太の方針2014」では、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保することとして、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指し、この引き下げは来年度から開始することとされています。日本の法人実効税率の引き下げについてどのように考えますか。(複数回答可)

イ) 主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに10%程度引き下げるべきである(法人実効税率25%程度)。	(イ)	46	34.3%	(イ)	22	41.5%	(イ)	8	17.8%	(イ)	76	32.8%
ロ) 欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに5%程度引き下げるべきである(法人実効税率30%程度)。	(ロ)	33	24.6%	(ロ)	14	26.4%	(ロ)	9	20.0%	(ロ)	56	24.1%
ハ) 当面は欧州並み(30%程度)に引き下げ、さらにその後主要アジア諸国並み(25%程度)の水準まで段階的に引き下げるべきである。	(ハ)	37	27.6%	(ハ)	15	28.3%	(ハ)	17	37.8%	(ハ)	69	29.7%
ニ) 社会保険料を含めると先進国の中では、税率は必ずしも高くなく、現行水準でよい。	(ニ)	10	7.5%	(ニ)	2	3.8%	(ニ)	13	28.9%	(ニ)	25	10.8%
ホ) 財政状況の悪化抑制・改善のために莫大な財源が必要となることを考えると、法人実効税率を引き上げてよい。	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	1	2.2%	(ホ)	5	2.2%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ)	3	2.2%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	2.2%	(ヘ)	4	1.7%

【問33】 法人実効税率引き下げる場合の財源

日本の法人実効税率の税率をさらに引き下げる場合に、その税収規模の財源確保策についてどのように考えますか。

イ) 法人税率の引下げは、成長戦略等において法人税収が増加するので、その法人税収増加分を財源にして実施するべきである。	(イ)	31	23.1%	(イ)	6	11.3%	(イ)	3	6.7%	(イ)	40	17.2%
ロ) 現在の財政状況を考えれば、さらなる税率引き下げは、法人税の課税ベースの拡大によって補う形で、法人税収の維持を図るべきである。	(ロ)	25	18.7%	(ロ)	9	17.0%	(ロ)	20	44.4%	(ロ)	54	23.3%
ハ) 法人税率の引下げ等も含めた成長戦略によって税収が増加するため、税率の引き下げ分による短期的な税収低下(税収規模に対する中立性)は、長期的には問題とならない。	(ハ)	27	20.1%	(ハ)	13	24.5%	(ハ)	3	6.7%	(ハ)	43	18.5%
ニ) 日本の税収構造は法人税に偏っていることから、法人の法定実効税率のさらなる引き下げによる法人税収の減少は、税制全体の中でカバーされるべきである。	(ニ)	41	30.6%	(ニ)	21	39.6%	(ニ)	15	33.3%	(ニ)	77	33.2%

ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ)	4	3.0%	(ホ)	2	3.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	6	2.6%
【問34】 課税ベースの拡大												
「骨太の方針2014」では、法人実効税率の引き下げに当たっては、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保することとされています。これまでも税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきています。また、国際的には法人税率の引き下げにあわせて、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われています。今後、法人税率を引き下げの場合、課税ベースをどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行なうべきであり、逆に課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	(イ)	13	9.7%	(イ)	3	5.7%	(イ)	2	4.4%	(イ)	18	7.8%
ロ) 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、課税ベースを広げるべきではない。	(ロ)	44	32.8%	(ロ)	19	35.8%	(ロ)	6	13.3%	(ロ)	69	29.7%
ハ) 税率を国際水準並みに引き下げの場合には、財政状況も鑑み、課税ベースを広げることもやむを得ない。	(ハ)	37	27.6%	(ハ)	20	37.7%	(ハ)	21	46.7%	(ハ)	78	33.6%
ニ) 租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げるべきである。	(ニ)	42	31.3%	(ニ)	20	37.7%	(ニ)	16	35.6%	(ニ)	78	33.6%
ホ) 期限の定めのある政策税制は、原則として期限到来時に廃止するべきである。	(ホ)	4	3.0%	(ホ)	2	3.8%	(ホ)	10	22.2%	(ホ)	16	6.9%
ヘ) 租税特別措置によるメリットは、特定の業界に偏っていることが、課税の公平原則に反するため、法人実効税率を下げるに際して、廃止すべきである。	(ヘ)	24	17.9%	(ヘ)	4	7.5%	(ヘ)	8	17.8%	(ヘ)	36	15.5%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	7	5.2%	(ト)	2	3.8%	(ト)	1	2.2%	(ト)	10	4.3%
【問35】 受取配当益金不算入												
法人が受取る配当については、持ち株割合が25%以上の株式配当の場合はその全額、25%未満の場合はその50%を益金不算入としています。法人税率引き下げの財源確保として、受取配当等の益金不算入の縮小が検討されています。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えますか。												
イ) 支配関係を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なるから後者に対する受取配当の益金不算入の縮小はやむを得ない。	(イ)	19	14.2%	(イ)	4	7.5%	(イ)	15	33.3%	(イ)	38	16.4%
ロ) 受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱うべきである。	(ロ)	83	61.9%	(ロ)	39	73.6%	(ロ)	21	46.7%	(ロ)	143	61.6%
ハ) 欧米諸国と比較して、資産保有株式に対する受取配当については、現行でも日本は二重課税となっているので、これ以上に縮小することには反対である。	(ハ)	23	17.2%	(ハ)	6	11.3%	(ハ)	7	15.6%	(ハ)	36	15.5%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	4	3.0%	(ニ)	2	3.8%	(ニ)	1	2.2%	(ニ)	7	3.0%

<p>【問36】 繰越欠損金の損金算入の見直し 企業の各年度において控除できる欠損金額は、所得の80%に制限されています（資本金1億円以下の所得は全額損金控除可能）。法人税の税率引き下げの財源確保として、日本企業の特質として赤字企業が極めて大きな割合を占めており、欠損金繰越額が大きく、法人税の負担を歪めており、長期間で法人税の負担の平準化を図る観点からも、繰越欠損金の損金算入割合をさらに引き下げることについてどう考えますか。</p>				
<p>イ) 企業は継続することが前提であるので、繰越欠損金は所得の金額と通算されるべきである。</p>	(イ) 69 51.5%	(イ) 30 56.6%	(イ) 27 60.0%	(イ) 126 54.3%
<p>ロ) 現在の繰越欠損金は、所得の80%損金算入を継続すべきである。</p>	(ロ) 21 15.7%	(ロ) 2 3.8%	(ロ) 7 15.6%	(ロ) 30 12.9%
<p>ハ) 繰越欠損金の損金算入が、課税ベースを狭めている最も大きなものとなっており、法人税の実効税率引き下げの財源確保として、損金算入割合を引き下げることがやむを得ない。一方、通算制度の観点から欠損金の繰越期間を現在の9年からさらに延長すべきである。</p>	(ハ) 24 17.9%	(ハ) 13 24.5%	(ハ) 7 15.6%	(ハ) 44 19.0%
<p>ニ) 課税ベースを拡大す観点及び繰越欠損金による企業への影響を小さくするため、長期間での税負担の平準化を図る観点から、繰越欠損金の損金算入割合は50%まで引き下げてもよい。ただし、欠損金の繰越期間は超長期間にすべきである。</p>	(ニ) 9 6.7%	(ニ) 2 3.8%	(ニ) 3 6.7%	(ニ) 14 6.0%
<p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(ホ) 6 4.5%	(ホ) 4 7.5%	(ホ) 1 2.2%	(ホ) 11 4.7%
<p>【問37】 減価償却制度の見直し 機械装置の減価償却方法は、定額法と200%定率法の選択適用が認められています。法人実効税率の引き下げの財源確保として、課税ベースの拡大の一環として、減価償却制度の見直しを行うことが国際的な動きとなっています。200%定率法を廃止し、定額法にするという考えについてはどのように考えますか。</p>				
<p>イ) 機械装置を耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することは合理的な方法であり、法人税率の引き下げの財源確保として、やむを得ない。</p>	(イ) 56 41.8%	(イ) 20 37.7%	(イ) 15 33.3%	(イ) 91 39.2%
<p>ロ) 機械装置は経年経過とともに、修繕費用が増加することから、減価償却費と修繕費の合計額で費用配分が均等になるように費用配分すべきであり、200%定率法をもっと緩やかなものにすればよい。</p>	(ロ) 14 10.4%	(ロ) 4 7.5%	(ロ) 12 26.7%	(ロ) 30 12.9%
<p>ハ) 機械装置は、技術進歩の進展に合わせて、早期に費用を回収し、さらなる設備投資等をしていくことが重要であり、現在の200%定率法は継続すべきである。</p>	(ハ) 52 38.8%	(ハ) 26 49.1%	(ハ) 17 37.8%	(ハ) 95 40.9%
<p>ニ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(ニ) 6 4.5%	(ニ) 1 1.9%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 8 3.4%
<p>【問38】 中小法人税制の見直し 法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当します。中小法人については多くの税制上の特例措置がなされています。中小法人に対する法人税率（国税）は、原則25.5%ですが、800万円以下の所得に対しては軽減税率19%が適用、さらに租税特別措置によ</p>				

り15%に軽減されています。中小法人であっても、多額の所得を得ながら中小企業向けの優遇措置を受けているなどの指摘（会計検査院）があり、中小法人の範囲、税率、税制上の特例措置について見直すことが検討されています。これをどのように考えますか。（複数回答可）					
イ) 中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、赤字企業が多い中で、課税強化になることには、慎重であるべきである。	(イ) 31 23.1%	(イ) 11 20.8%	(イ) 19 42.2%	(イ) 61 26.3%	
ロ) 会計検査院が指摘するような、高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることは見直すべきである。	(ロ) 69 51.5%	(ロ) 24 45.3%	(ロ) 12 26.7%	(ロ) 105 45.3%	
ハ) 中小法人の軽減税率15%は個人所得税の超過累進税率との比較においても低いことから、その役割は見直すべきである。	(ハ) 21 15.7%	(ハ) 8 15.1%	(ハ) 8 17.8%	(ハ) 37 15.9%	
ニ) 中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見直すべきである。	(ニ) 38 28.4%	(ニ) 25 47.2%	(ニ) 15 33.3%	(ニ) 78 33.6%	
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 1 0.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 1 2.2%	(ホ) 2 0.9%	
【問39】 法人事業税・固定資産税の損金不算入 法人事業税や固定資産税は、所得から納付する法人税や法人住民税と異なり、事業に直接関連する税として費用性があることから、その税の性質上損金算入されています。地方財源を安定的に確保する観点やドイツでの営業税（地方税）の損金不算入の例から、地方税の損金算入の見直しの議論があります。これをどのように考えますか。					
イ) 法人事業税や固定資産税は、事業に直線関係する税の性格上損金算入となっているものであり、これらを損金不算入とすることは、法人税の実効税率引き下げを否定することになるので、反対である。	(イ) 88 65.7%	(イ) 38 71.7%	(イ) 20 44.4%	(イ) 146 62.9%	
ロ) 法人事業税・固定資産税の損金算入を検討する場合には、租税に関連する項目それぞれについて、損金算入の在り方を抜本的に検討することが必要であり、財源確保のため、部分的に特定の税目を損金不算入とすることは困難である。	(ロ) 24 17.9%	(ロ) 7 13.2%	(ロ) 14 31.1%	(ロ) 45 19.4%	
ハ) 地方税は、地域の偏在が少なく安定した税収確保が重要であり、そのためにも、所得割のように所得等に連動する課税標準は税収として安定するように、法人税等と同じ考え方で損金不算入とすることも考えられる。しかし、その法人税の負担増に大きく影響するために、十分に慎重である必要がある。	(ハ) 13 9.7%	(ハ) 5 9.4%	(ハ) 10 22.2%	(ハ) 28 12.1%	
ニ) その他（具体的にご記入ください） （参考）株式配当及び株式譲渡益課税は問63に、また事業税における外形標準課税は問69にあります。	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 5 2.2%	
【問40】 研究開発支援税制 安倍政権におけるいわゆるアベノミクスにおいては、民間の潜在力を最大限発揮させ、民間投資の喚起を図ることによって、「強い経済」、「成長による富の創出」を実現しようとしています。このため、研究開発の促進、イノベーションの基盤強化が何より重要な政策になっています。研究開発支援税制について、どのように考えますか。（複					

数回答可)				
イ) 研究開発支援税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、「成長による富の創出」のために積極的に拡充すべきである。	(イ) 40 29.9%	(イ) 16 30.2%	(イ) 16 35.6%	(イ) 72 31.0%
ロ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべきである。	(ロ) 48 35.8%	(ロ) 23 43.4%	(ロ) 8 17.8%	(ロ) 79 34.1%
ハ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべきである。	(ハ) 54 40.3%	(ハ) 18 34.0%	(ハ) 15 33.3%	(ハ) 87 37.5%
ニ) 法人実効税率を引き下げることが重要であり、その財源確保策として、研究開発支援税制の特別な措置期間が経過すれば、初期の目的を終えたことから、廃止すべきである。	(ニ) 13 9.7%	(ニ) 6 11.3%	(ニ) 6 13.3%	(ニ) 25 10.8%
ホ) 研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべきである。	(ホ) 9 6.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 10 22.2%	(ホ) 19 8.2%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ) 1 0.7%	(ヘ) 1 1.9%	(ヘ) 1 2.2%	(ヘ) 3 1.3%
【問41】 パテントボックスの創設				
<p>現行の我が国の研究開発支援税制は研究開発段階の投資活動に着目した制度設計となっており、研究開発が成功を取めた後の段階において、その成果物である知的財産権等の無形資産を国内に保有し、商業化するインセンティブが乏しいとされています。このような状況の中、パテントボックス税制(特許権等の知的財産権に係る収益に対する優遇税制)について検討されておりますが、どのように考えますか。</p>				
イ) 我が国の知的財産立国としての競争力を維持、強化するために、導入すべきである。	(イ) 50 37.3%	(イ) 18 34.0%	(イ) 16 35.6%	(イ) 84 36.2%
ロ) 欧州諸国ですでに導入されているので、イコールフットリングの観点から創設を急ぐ必要がある。	(ロ) 18 13.4%	(ロ) 6 11.3%	(ロ) 7 15.6%	(ロ) 31 13.4%
ハ) グループ会社間取引における課税負担軽減のため、創設は望ましい。	(ハ) 6 4.5%	(ハ) 1 1.9%	(ハ) 2 4.4%	(ハ) 9 3.9%
ニ) 対象範囲等、導入に必要な可能性をさらに模索する必要がある。	(ニ) 26 19.4%	(ニ) 19 35.8%	(ニ) 6 13.3%	(ニ) 51 22.0%
ホ) 移転価格税制等、既存の税制との関連が整理できるまでは、導入するべきでない。	(ホ) 18 13.4%	(ホ) 4 7.5%	(ホ) 7 15.6%	(ホ) 29 12.5%
ヘ) 研究開発税制は、近年大幅に拡充されていることから、さらに収入面での優遇措置をとることは重複優遇となり、問題がある。研究開発税制とパテントボックス税制のいずれが望ましいか判断する必要がある。	(ヘ) 6 4.5%	(ヘ) 3 5.7%	(ヘ) 6 13.3%	(ヘ) 15 6.5%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト) 1 0.7%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 1 0.4%
【問42】 ベンチャー投資促進税制				
<p>平成26年度税制改正により、投資減税、ベンチャー投資促進税制、事業再編促進税制の創設や拡充が行われました。これらの措置を実効的なものにするために、さらにどのようにすべきと考えますか。</p>				
イ) 大胆な投資促進税制が措置されており、現行で十分	(イ) 39 29.1%	(イ) 16 30.2%	(イ) 16 35.6%	(イ) 71 30.6%
ロ) 対象設備の範囲の拡大	(ロ) 19 14.2%	(ロ) 5 9.4%	(ロ) 10 22.2%	(ロ) 34 14.7%

ハ) 税額控除の上限の引き上げ	(ハ) 13 9.7%	(ハ) 8 15.1%	(ハ) 2 4.4%	(ハ) 23 9.9%
ニ) 損失準備金の上限の引き上げ	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 5 2.2%
ホ) 手続きの簡素化	(ホ) 46 34.3%	(ホ) 17 32.1%	(ホ) 14 31.1%	(ホ) 77 33.2%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ) 4 3.0%	(ヘ) 4 7.5%	(ヘ) 1 2.2%	(ヘ) 9 3.9%
【問43】 交際費課税 平成26年度税制改正では、交際費課税について、消費を拡大し、経済を活性化させる目的で、①交際費等に含まれる飲食費の金額の50%損金算入、②中小法人の定額控除限度額の特例については①との選択のうえ、適用期限を2年間延長するとされました。この改正についてどのようにお考えですか。				
イ) 交際費は事業に必要な経費であるので、公正妥当な会計処理の基準で判断すればよい。	(イ) 54 40.3%	(イ) 24 45.3%	(イ) 13 28.9%	(イ) 91 39.2%
ロ) 経済の活性化のためには平成26年度税制改正程度の取扱が望ましく、賛成である。	(ロ) 50 37.3%	(ロ) 17 32.1%	(ロ) 18 40.0%	(ロ) 85 36.6%
ハ) 平成26年度改正前(大企業全額損金不算入、中小企業は800万円まで損金算入)の取扱でよい。	(ハ) 14 10.4%	(ハ) 8 15.1%	(ハ) 7 15.6%	(ハ) 29 12.5%
ニ) 交際費は行き過ぎた接待、供応等が社会的批判を受け、冗費の節約、内部留保の充実に資する趣旨目的から立法されており、原則として損金不算入とすべきである。	(ニ) 8 6.0%	(ニ) 1 1.9%	(ニ) 6 13.3%	(ニ) 15 6.5%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 3 2.2%	(ホ) 1 1.9%	(ホ) 1 2.2%	(ホ) 5 2.2%
(2) 法人関連税制				
【問44】 法人関連税制による改正 グローバル化の急速な展開のもとで既存の税制(税率を除く)について不断の点検・見直しを行っていく必要がありますが、現在最も見直すべきものはどれでしょうか。(複数回答可)				
イ) 連結納税	(イ) 35 26.1%	(イ) 15 28.3%	(イ) 10 22.2%	(イ) 60 25.9%
ロ) 組織再編税制	(ロ) 12 9.0%	(ロ) 6 11.3%	(ロ) 2 4.4%	(ロ) 20 8.6%
ハ) 100%グループ税制	(ハ) 9 6.7%	(ハ) 3 5.7%	(ハ) 6 13.3%	(ハ) 18 7.8%
ニ) 役員の給与等	(ニ) 14 10.4%	(ニ) 4 7.5%	(ニ) 17 37.8%	(ニ) 35 15.1%
ホ) 減価償却における損金経理要件	(ホ) 27 20.1%	(ホ) 12 22.6%	(ホ) 4 8.9%	(ホ) 43 18.5%
ヘ) 貸倒引当金制度	(ヘ) 16 11.9%	(ヘ) 7 13.2%	(ヘ) 6 13.3%	(ヘ) 29 12.5%
ト) 受取配当の益金不算入割合	(ト) 49 36.6%	(ト) 24 45.3%	(ト) 5 11.1%	(ト) 78 33.6%
チ) 欠損金の繰越繰戻	(チ) 38 28.4%	(チ) 23 43.4%	(チ) 2 4.4%	(チ) 63 27.2%
リ) 欠損金の使用制限(80%)	(リ) 36 26.9%	(リ) 21 39.6%	(リ) 8 17.8%	(リ) 65 28.0%
ス) 企業年金等の積立金に係る特別法人税	(ス) 17 12.7%	(ス) 10 18.9%	(ス) 1 2.2%	(ス) 28 12.1%
ル) 事業体課税	(ル) 8 6.0%	(ル) 3 5.7%	(ル) 5 11.1%	(ル) 16 6.9%
ヲ) 租税条約	(ヲ) 17 12.7%	(ヲ) 7 13.2%	(ヲ) 5 11.1%	(ヲ) 29 12.5%
ワ) 帰属主義(国内源泉所得・国外源泉所得)	(ワ) 15 11.2%	(ワ) 6 11.3%	(ワ) 4 8.9%	(ワ) 25 10.8%
カ) 移転価格税制	(カ) 45 33.6%	(カ) 19 35.8%	(カ) 11 24.4%	(カ) 75 32.3%
ヨ) 外国子会社合算税制(タックスハイブزن税制)	(ヨ) 56 41.8%	(ヨ) 27 50.9%	(ヨ) 6 13.3%	(ヨ) 89 38.4%
タ) 国際的組織再編税制	(タ) 16 11.9%	(タ) 11 20.8%	(タ) 10 22.2%	(タ) 37 15.9%
レ) その他(具体的にご記入ください)	(レ) 5 3.7%	(レ) 3 5.7%	(レ) 2 4.4%	(レ) 10 4.3%

<p>【問45】 連結納税制度の改正 各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。（複数回答可）</p> <p>イ) 連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止 ロ) 適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和 ハ) 資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ ニ) 投資修正適用範囲の見直し ホ) 法人事業税、法人住民税への導入 ヘ) 連結納税制度の取りやめ条件の緩和 ト) その他（具体的にご記入ください）</p> <p>(3) 企業会計と法人税法との乖離</p>	<p>(イ) 75 56.0%</p> <p>(ロ) 81 60.4%</p> <p>(ハ) 2 1.5%</p> <p>(ニ) 7 5.2%</p> <p>(ホ) 45 33.6%</p> <p>(ヘ) 25 18.7%</p> <p>(ト) 6 4.5%</p>	<p>(イ) 34 64.2%</p> <p>(ロ) 32 60.4%</p> <p>(ハ) 1 1.9%</p> <p>(ニ) 1 1.9%</p> <p>(ホ) 17 32.1%</p> <p>(ヘ) 6 11.3%</p> <p>(ト) 5 9.4%</p>	<p>(イ) 20 44.4%</p> <p>(ロ) 9 20.0%</p> <p>(ハ) 4 8.9%</p> <p>(ニ) 8 17.8%</p> <p>(ホ) 11 24.4%</p> <p>(ヘ) 9 20.0%</p> <p>(ト) 2 4.4%</p>	<p>(イ) 129 55.6%</p> <p>(ロ) 122 52.6%</p> <p>(ハ) 7 3.0%</p> <p>(ニ) 16 6.9%</p> <p>(ホ) 73 31.5%</p> <p>(ヘ) 40 17.2%</p> <p>(ト) 13 5.6%</p>
<p>【問46】 企業会計と法人税法との乖離 企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされているが、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「収益認識基準」が40.1%と最多であり、「資産の減損」の36.2%、「有形固定資産」の35.3%、「引当金、偶発債務、偶発資産」の30.2%が続いた。</p> <p>イ) 棚卸資産 ロ) 収益認識基準 ハ) リース取引 ニ) 工事契約 ホ) 有形固定資産 ヘ) 資産の減損 ト) 無形資産 チ) 金融商品 リ) 関連会社投資、投資不動産 ヌ) 退職給付 ル) 引当金、偶発債務、偶発資産 ヲ) 企業結合 ワ) 負債と資本との区分 カ) 非上場企業会計 ヨ) その他（具体的にご記入ください）</p>	<p>(イ) 9 6.7%</p> <p>(ロ) 49 36.6%</p> <p>(ハ) 16 11.9%</p> <p>(ニ) 6 4.5%</p> <p>(ホ) 51 38.1%</p> <p>(ヘ) 53 39.6%</p> <p>(ト) 33 24.6%</p> <p>(チ) 26 19.4%</p> <p>(リ) 10 7.5%</p> <p>(ヌ) 26 19.4%</p> <p>(ル) 41 30.6%</p> <p>(ヲ) 12 9.0%</p> <p>(ワ) 11 8.2%</p> <p>(カ) 3 2.2%</p> <p>(ヨ) 4 3.0%</p>	<p>(イ) 3 5.7%</p> <p>(ロ) 27 50.9%</p> <p>(ハ) 8 15.1%</p> <p>(ニ) 3 5.7%</p> <p>(ホ) 25 47.2%</p> <p>(ヘ) 21 39.6%</p> <p>(ト) 14 26.4%</p> <p>(チ) 8 15.1%</p> <p>(リ) 5 9.4%</p> <p>(ヌ) 10 18.9%</p> <p>(ル) 17 32.1%</p> <p>(ヲ) 8 15.1%</p> <p>(ワ) 5 9.4%</p> <p>(カ) 2 3.8%</p> <p>(ヨ) 1 1.9%</p>	<p>(イ) 3 6.7%</p> <p>(ロ) 17 37.8%</p> <p>(ハ) 5 11.1%</p> <p>(ニ) 2 4.4%</p> <p>(ホ) 6 13.3%</p> <p>(ヘ) 10 22.2%</p> <p>(ト) 10 22.2%</p> <p>(チ) 7 15.6%</p> <p>(リ) 2 4.4%</p> <p>(ヌ) 8 17.8%</p> <p>(ル) 12 26.7%</p> <p>(ヲ) 8 17.8%</p> <p>(ワ) 10 22.2%</p> <p>(カ) 4 8.9%</p> <p>(ヨ) 1 2.2%</p>	<p>(イ) 15 6.5%</p> <p>(ロ) 93 40.1%</p> <p>(ハ) 29 12.5%</p> <p>(ニ) 11 4.7%</p> <p>(ホ) 82 35.3%</p> <p>(ヘ) 84 36.2%</p> <p>(ト) 57 24.6%</p> <p>(チ) 41 17.7%</p> <p>(リ) 17 7.3%</p> <p>(ヌ) 44 19.0%</p> <p>(ル) 70 30.2%</p> <p>(ヲ) 28 12.1%</p> <p>(ワ) 26 11.2%</p> <p>(カ) 9 3.9%</p> <p>(ヨ) 6 2.6%</p>
<p>【問47】 確定決算主義 確定決算主義との関連についてどのように考えますか。</p> <p>イ) 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義は廃止すべきである。 ロ) 所得計算の妥当性を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべきである。 ハ) 実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行うべきである。 ニ) その他（具体的にご記入ください）</p>	<p>(イ) 22 16.4%</p> <p>(ロ) 35 26.1%</p> <p>(ハ) 69 51.5%</p> <p>(ニ) 2 1.5%</p>	<p>(イ) 7 13.2%</p> <p>(ロ) 11 20.8%</p> <p>(ハ) 33 62.3%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 6 3.3%</p> <p>(ロ) 18 40.0%</p> <p>(ハ) 19 42.2%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 35 15.1%</p> <p>(ロ) 64 27.6%</p> <p>(ハ) 121 52.2%</p> <p>(ニ) 2 0.9%</p>

<p>4) 税制の予測可能性</p> <p>【問48】 租税制度と実務との間の予測可能性</p> <p>企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答でたずねたところ、59.9%の会員が「移転価格税制」と答えた。以下、「タックスヘイブン税制」の28.9%、「恒久的施設」の25.9%が続いた。企業活動がグローバル化している今日、活動を円滑に進めるためにも、とくに予測可能性が重要となるのは、国際課税関係であることを結果は示している。</p> <p>イ) 100%グループ税制 ロ) 国内組織再編税制 ハ) 連結納税制度 ニ) 事業体課税 ホ) 役員の給与等 ヘ) 欠損金の繰越繰戻し ト) 解散・清算の税務 チ) 国内源泉所得・国外源泉所得 リ) 恒久的施設 (PE) ヌ) 無形資産 ル) 外国税額控除制度 ヲ) タックスヘイブン税制 ワ) 移転価格税制 カ) 国際的な組織再編税制 ヨ) その他 (具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 10 7.5% (イ) 2 3.8% (イ) 4 8.9% (イ) 16 6.9%</p> <p>(ロ) 24 17.9% (ロ) 5 9.4% (ロ) 18 40.0% (ロ) 47 20.3%</p> <p>(ハ) 10 7.5% (ハ) 3 5.7% (ハ) 5 11.1% (ハ) 18 7.8%</p> <p>(ニ) 9 6.7% (ニ) 3 5.7% (ニ) 9 20.0% (ニ) 21 9.1%</p> <p>(ホ) 8 6.0% (ホ) 4 7.5% (ホ) 10 22.2% (ホ) 22 9.5%</p> <p>(ヘ) 6 4.5% (ヘ) 3 5.7% (ヘ) 4 8.9% (ヘ) 13 5.6%</p> <p>(ト) 12 9.0% (ト) 3 5.7% (ト) 5 11.1% (ト) 20 8.6%</p> <p>(チ) 20 14.9% (チ) 11 20.8% (チ) 4 8.9% (チ) 35 15.1%</p> <p>(リ) 41 30.6% (リ) 11 20.8% (リ) 8 17.8% (リ) 60 25.9%</p> <p>(ヌ) 13 9.7% (ヌ) 7 13.2% (ヌ) 11 24.4% (ヌ) 31 13.4%</p> <p>(ル) 14 10.4% (ル) 2 3.8% (ル) 3 6.7% (ル) 19 8.2%</p> <p>(ヲ) 41 30.6% (ヲ) 17 32.1% (ヲ) 9 20.0% (ヲ) 67 28.9%</p> <p>(ワ) 81 60.4% (ワ) 39 73.6% (ワ) 19 42.2% (ワ) 139 59.9%</p> <p>(カ) 30 22.4% (カ) 15 28.3% (カ) 9 20.0% (カ) 54 23.3%</p> <p>(ヨ) 3 2.2% (ヨ) 1 1.9% (ヨ) 1 2.2% (ヨ) 5 2.2%</p>			
<p>3. 国際課税</p> <p>【問49】 租税条約</p> <p>近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しています。租税条約について、優先度の高い改善項目はどれでしょうか。(複数回答可)</p> <p>イ) 投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結、改正の一層促進 ロ) 移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため、租税条約の締結、改正の一層の促進 ハ) 日米、日英等の租税条約では、源泉税免除を行っているため、欧州諸国との源泉税の免除等の促進 ニ) アジア地域の投資促進のため、アジア諸国との源泉税の免除等の促進 ホ) 外国子会社配当益金不算入制度を促進するため、受取配当にかかる源泉税の引き下げ等 ヘ) 各国との租税条約に仲裁制度を取り入れる ト) 各国との自動情報交換規定の実施 チ) 各国との租税条約に税務行政執行共助制度を取り入れる リ) 租税条約の適用手続きの簡素化 ヌ) 租税条約に特典制限条項である「LOB条項 (Limitation on Benefits)」を取り入れる</p>	<p>(イ) 48 35.8% (イ) 26 49.1% (イ) 14 31.1% (イ) 88 37.9%</p> <p>(ロ) 72 53.7% (ロ) 31 58.5% (ロ) 16 35.6% (ロ) 119 51.3%</p> <p>(ハ) 38 28.4% (ハ) 22 41.5% (ハ) 7 15.6% (ハ) 67 28.9%</p> <p>(ニ) 58 43.3% (ニ) 28 52.8% (ニ) 10 22.2% (ニ) 96 41.4%</p> <p>(ホ) 41 30.6% (ホ) 23 43.4% (ホ) 5 11.1% (ホ) 69 29.7%</p> <p>(ヘ) 24 17.9% (ヘ) 10 18.9% (ヘ) 14 31.1% (ヘ) 48 20.7%</p> <p>(ト) 9 6.7% (ト) 1 1.9% (ト) 6 13.3% (ト) 16 6.9%</p> <p>(チ) 2 1.5% (チ) 0 0.0% (チ) 8 17.8% (チ) 10 4.3%</p> <p>(リ) 31 23.1% (リ) 10 18.9% (リ) 6 13.3% (リ) 47 20.3%</p> <p>(ヌ) 2 1.5% (ヌ) 0 0.0% (ヌ) 4 8.9% (ヌ) 6 2.6%</p>			

こと	(ル) 6 4.5%	(ル) 4 7.5%	(ル) 1 2.2%	(ル) 11 4.7%
【問50】 移転価格税制 OECDにおける移転価格ガイドラインの改正に伴い、平成23年度税制改正では、独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅の取扱の明確化など大幅に改正されました。また、平成25年度税制改正ではベリー比（営業費用売上総利益率）の適用も追加されました。移転価格税制について、優先度の高い改善はどれでしょうか。（複数回答可）				
イ) 経済実態を踏まえたガイドライン等の充実	(イ) 53 39.6%	(イ) 22 41.5%	(イ) 14 31.1%	(イ) 89 38.4%
ロ) 事前確認制度、事前相談体制の強化	(ロ) 18 13.4%	(ロ) 21 39.6%	(ロ) 16 35.6%	(ロ) 55 23.7%
ハ) 相互協議の円滑な推進	(ハ) 47 35.1%	(ハ) 20 37.7%	(ハ) 13 28.9%	(ハ) 80 34.5%
ニ) 価格算定文書の明確化について、企業の負荷が軽減されるように、効果的な資料の公表	(ニ) 66 49.3%	(ニ) 26 49.1%	(ニ) 9 20.0%	(ニ) 101 43.5%
ホ) 文書化規定の導入	(ホ) 4 3.0%	(ホ) 3 5.7%	(ホ) 3 6.7%	(ホ) 10 4.3%
ヘ) 独立企業間価格幅の取扱の明確化、透明化	(ヘ) 30 22.4%	(ヘ) 12 22.6%	(ヘ) 11 24.4%	(ヘ) 53 22.8%
ト) シークレットコンパラブルに対する開示手続きを定めること	(ト) 20 14.9%	(ト) 5 9.4%	(ト) 8 17.8%	(ト) 33 14.2%
チ) 国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	(チ) 38 28.4%	(チ) 22 41.5%	(チ) 7 15.6%	(チ) 67 28.9%
リ) 無形資産に関する取扱いの明確化	(リ) 38 28.4%	(リ) 11 20.8%	(リ) 10 22.2%	(リ) 59 25.4%
ヌ) その他（具体的にご記入ください）	(ヌ) 6 4.5%	(ヌ) 2 3.8%	(ヌ) 1 2.2%	(ヌ) 9 3.9%
【問51】 外国子会社合算税制（タックスハイブ 税制） 外国子会社合算税制（タックスハイブ税制） について、今後改正すべき項目はどれでしょうか。 （複数回答可）				
イ) 軽課国の判定基準を20%未満に引き下げ。	(イ) 81 60.4%	(イ) 35 66.0%	(イ) 11 24.4%	(イ) 127 54.7%
ロ) 外国関係会社の所得に課される税の負担が20%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する制度を設けるべきである。	(ロ) 55 41.0%	(ロ) 21 39.6%	(ロ) 11 24.4%	(ロ) 87 37.5%
ハ) 外国関係会社の所得に課される税の負担割合の算定上、一定の非課税所得の範囲を明確化すべきである。	(ハ) 11 8.2%	(ハ) 7 13.2%	(ハ) 8 17.8%	(ハ) 26 11.2%
ニ) 連結納税における子会社の税の負担割合を明確化すべきである。	(ニ) 6 4.5%	(ニ) 3 5.7%	(ニ) 6 13.3%	(ニ) 15 6.5%
ホ) 現行では、外国子会社の利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべきである。	(ホ) 51 38.1%	(ホ) 24 45.3%	(ホ) 8 17.8%	(ホ) 83 35.8%
ヘ) 適用除外子会社の要件である非関連者基準（現行非関連者との取引が50%以上）を緩和すべきである。	(ヘ) 18 13.4%	(ヘ) 11 20.8%	(ヘ) 5 11.1%	(ヘ) 34 14.7%
ト) 適用除外基準を緩和すべきである。	(ト) 37 27.6%	(ト) 14 26.4%	(ト) 5 11.1%	(ト) 56 24.1%
チ) 事業判定の基準を明確にすべきである。	(チ) 15 11.2%	(チ) 7 13.2%	(チ) 6 13.3%	(チ) 28 12.1%
リ) 資産性所得の合算課税の対象を明確化すべきである。	(リ) 7 5.2%	(リ) 4 7.5%	(リ) 3 6.7%	(リ) 14 6.0%
ヌ) 海外企業を買収した場合、買収後に統合シナジーを上げるためにグループ内で資本組織再編成を行う場合があるが、当該再編成によるキャピタルゲインが我が国親法人の所得に合算課税されてしまう等、タックスハイブ税制が阻害要因とならないよう猶予期間を設けるべきである。	(ヌ) 14 10.4%	(ヌ) 5 9.4%	(ヌ) 6 13.3%	(ヌ) 25 10.8%

ル) 外国子会社が複数の国の外国子会社合算税制の適用対象となる場合に生じる二重課税を排除すべきである。	(ル) 11	8.2%	(ル) 6	11.3%	(ル) 3	6.7%	(ル) 20	8.6%
ヲ) 外国子会社合算税制と租税条約との関係を明確にすべきである。	(ヲ) 6	4.5%	(ヲ) 2	3.8%	(ヲ) 8	17.8%	(ヲ) 16	6.9%
	(ワ) 0	0.0%	(ワ) 0	0.0%	(ワ) 0	0.0%	(ワ) 0	0.0%
カ) その他（具体的にご記入ください）	(カ) 8	6.0%	(カ) 3	5.7%	(カ) 1	2.2%	(カ) 12	5.2%
【問52】 税源浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) 多国籍企業が、各国の税制や租税条約を組み合わせることで、グローバルな租税負担を抑制している事例が注目され、各国の税源が浸食され、潜在的な利益の移転が図られている深刻な問題としてG8, G20でも主題の1つになっています。OECD租税委員会が中心となって「税源浸食と利益移転行動計画」(BEPS行動計画)を公表し、2015年12月までに、新たな国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとされています。一方、合法的な行為を過度に規制することは、企業の経済行為を阻害する要因になるという懸念があるといわれています。 この問題に関して、どのように考えますか。 (複数回答可)								
イ) 租税回避を誘発しているのは、有害な租税競争であり、各国の主権にかかわる問題であるので、OECDのような国際機関における協議を通じて、国際的なルールの形成を目指すべきである。	(イ) 73	54.5%	(イ) 32	60.4%	(イ) 29	64.4%	(イ) 134	57.8%
ロ) 各国の法人税制を調和する(同じ税率・同じ制度にする)努力を行うべきである	(ロ) 24	17.9%	(ロ) 16	30.2%	(ロ) 3	6.7%	(ロ) 43	18.5%
ハ) 国際課税については、不透明、不透明な分野が多いことから、日本企業が国際的な経済活動に活発に取り組めるように、国際課税制度について、予測可能で法的安定性のある制度にすべきである。	(ハ) 58	43.3%	(ハ) 28	52.8%	(ハ) 13	28.9%	(ハ) 99	42.7%
ニ) 各国の税務情報交換を強化し、納税者の情報をより確実に収集すべきである。	(ニ) 6	4.5%	(ニ) 5	9.4%	(ニ) 9	20.0%	(ニ) 20	8.6%
ホ) 自国の税率の設定は各国の主権の問題であり、他国はそれに介入すべきではない。租税競争を抑制しようとするよりも、各国は歳出の削減と企業にとってより魅力的な国づくりに努めるべきである。	(ホ) 11	8.2%	(ホ) 3	5.7%	(ホ) 2	4.4%	(ホ) 16	6.9%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ) 8	6.0%	(ヘ) 5	9.4%	(ヘ) 1	2.2%	(ヘ) 14	6.0%
【問53】 BEPS 行動計画と日本への影響 OECD租税委員会では、BEPS行動計画として、15項目について、検討作業が進んでいます。これらの行動計画のような新たな国際的なルールが策定され、国内法の改正、租税条約の改定等が進展すると、日本にどのような影響があると考えられますか。次の各行動計画それぞれについて該当する項目に○をお付けください。								
1. 電子商取引課税								
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ) 25	18.7%	(イ) 9	17.0%	(イ) 16	35.6%	(イ) 50	21.6%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ) 58	43.3%	(ロ) 26	49.1%	(ロ) 14	31.1%	(ロ) 98	42.2%
ハ) 影響はない	(ハ) 9	6.7%	(ハ) 3	5.7%	(ハ) 3	6.7%	(ハ) 15	6.5%
ニ) 判断できない	(ニ) 27	20.1%	(ニ) 10	18.9%	(ニ) 3	6.7%	(ニ) 40	17.2%
ホ) その他	(ホ) 2	1.5%	(ホ) 1	1.9%	(ホ) 0	0.0%	(ホ) 3	1.3%

2. ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	7	5.2%	(イ)	5	9.4%	(イ)	4	8.9%	(イ)	16	6.9%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ)	39	29.1%	(ロ)	18	34.0%	(ロ)	18	40.0%	(ロ)	75	32.3%
ハ) 影響はない	(ハ)	22	16.4%	(ハ)	8	15.1%	(ハ)	4	8.9%	(ハ)	34	14.7%
ニ) 判断できない	(ニ)	51	38.1%	(ニ)	17	32.1%	(ニ)	10	22.2%	(ニ)	78	33.6%
ホ) その他	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	1.7%
3. 外国子会社合算税制の強化												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	18	13.4%	(イ)	12	22.6%	(イ)	3	6.7%	(イ)	33	14.2%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ)	58	43.3%	(ロ)	20	37.7%	(ロ)	20	44.4%	(ロ)	98	42.2%
ハ) 影響はない	(ハ)	19	14.2%	(ハ)	6	11.3%	(ハ)	8	17.8%	(ハ)	33	14.2%
ニ) 判断できない	(ニ)	25	18.7%	(ニ)	11	20.8%	(ニ)	4	8.9%	(ニ)	40	17.2%
ホ) その他	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	2	3.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	5	2.2%
4. 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	6	4.5%	(イ)	3	5.7%	(イ)	5	11.1%	(イ)	14	6.0%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ)	51	38.1%	(ロ)	21	39.6%	(ロ)	15	33.3%	(ロ)	87	37.5%
ハ) 影響はない	(ハ)	25	18.7%	(ハ)	8	15.1%	(ハ)	9	20.0%	(ハ)	42	18.1%
ニ) 判断できない	(ニ)	36	26.9%	(ニ)	16	30.2%	(ニ)	7	15.6%	(ニ)	59	25.4%
ホ) その他	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	1.7%
5. 有害税制への対抗												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	6	4.5%	(イ)	3	5.7%	(イ)	3	6.7%	(イ)	12	5.2%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ)	34	25.4%	(ロ)	15	28.3%	(ロ)	14	31.1%	(ロ)	63	27.2%
ハ) 影響はない	(ハ)	23	17.2%	(ハ)	10	18.9%	(ハ)	8	17.8%	(ハ)	41	17.7%
ニ) 判断できない	(ニ)	55	41.0%	(ニ)	20	37.7%	(ニ)	11	24.4%	(ニ)	86	37.1%
ホ) その他	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	1.7%
6. 租税条約の防止濫用の防止												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	2	1.5%	(イ)	1	1.9%	(イ)	6	13.3%	(イ)	9	3.9%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ)	37	27.6%	(ロ)	18	34.0%	(ロ)	16	35.6%	(ロ)	71	30.6%
ハ) 影響はない	(ハ)	33	24.6%	(ハ)	12	22.6%	(ハ)	8	17.8%	(ハ)	53	22.8%
ニ) 判断できない	(ニ)	46	34.3%	(ニ)	17	32.1%	(ニ)	6	13.3%	(ニ)	69	29.7%
ホ) その他	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	1.7%
7. 恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	9	6.7%	(イ)	9	17.0%	(イ)	6	13.3%	(イ)	24	10.3%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ)	51	38.1%	(ロ)	14	26.4%	(ロ)	15	33.3%	(ロ)	80	34.5%
ハ) 影響はない	(ハ)	20	14.9%	(ハ)	10	18.9%	(ハ)	7	15.6%	(ハ)	37	15.9%
ニ) 判断できない	(ニ)	38	28.4%	(ニ)	14	26.4%	(ニ)	7	15.6%	(ニ)	59	25.4%
ホ) その他	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	1.7%
8. 移転価格税制 (①無形資産)												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	28	20.9%	(イ)	14	26.4%	(イ)	7	15.6%	(イ)	49	21.1%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ)	56	41.8%	(ロ)	23	43.4%	(ロ)	22	48.9%	(ロ)	101	43.5%
ハ) 影響はない	(ハ)	10	7.5%	(ハ)	3	5.7%	(ハ)	3	6.7%	(ハ)	16	6.9%
ニ) 判断できない	(ニ)	25	18.7%	(ニ)	9	17.0%	(ニ)	4	8.9%	(ニ)	38	16.4%
ホ) その他	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	1.7%
9. 移転価格税制 (①リスクと資本)												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	18	13.4%	(イ)	9	17.0%	(イ)	5	11.1%	(イ)	32	13.8%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ)	47	35.1%	(ロ)	20	37.7%	(ロ)	20	44.4%	(ロ)	87	37.5%
ハ) 影響はない	(ハ)	19	14.2%	(ハ)	4	7.5%	(ハ)	4	8.9%	(ハ)	27	11.6%
ニ) 判断できない	(ニ)	35	26.1%	(ニ)	15	28.3%	(ニ)	7	15.6%	(ニ)	57	24.6%
ホ) その他	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	1.7%
10. 移転価格税制 (①他の租税回避の可能性が高い取引)												
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ)	14	10.4%	(イ)	6	11.3%	(イ)	4	8.9%	(イ)	24	10.3%

ロ) 影響を及ぼす	(ロ) 44	32.8%	(ロ) 19	35.8%	(ロ) 22	48.9%	(ロ) 85	36.6%
ハ) 影響はない	(ハ) 21	15.7%	(ハ) 9	17.0%	(ハ) 2	4.4%	(ハ) 32	13.8%
ニ) 判断できない	(ニ) 39	29.1%	(ニ) 15	28.3%	(ニ) 8	17.8%	(ニ) 62	26.7%
ホ) その他	(ホ) 3	2.2%	(ホ) 1	1.9%	(ホ) 0	0.0%	(ホ) 4	1.7%
11. BEPS の規模や経済的効果の指標を政府から OECD に集約し、分析する方法を策定する。								
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ) 5	3.7%	(イ) 5	9.4%	(イ) 4	8.9%	(イ) 14	6.0%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ) 39	29.1%	(ロ) 15	28.3%	(ロ) 12	26.7%	(ロ) 66	28.4%
ハ) 影響はない	(ハ) 14	10.4%	(ハ) 3	5.7%	(ハ) 8	17.8%	(ハ) 25	10.8%
ニ) 判断できない	(ニ) 60	44.8%	(ニ) 24	45.3%	(ニ) 12	26.7%	(ニ) 96	41.4%
ホ) その他	(ホ) 4	3.0%	(ホ) 2	3.8%	(ホ) 0	0.0%	(ホ) 6	2.6%
12. タックス・プランニングの報告義務								
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ) 27	20.1%	(イ) 12	22.6%	(イ) 7	15.6%	(イ) 46	19.8%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ) 49	36.6%	(ロ) 20	37.7%	(ロ) 15	33.3%	(ロ) 84	36.2%
ハ) 影響はない	(ハ) 11	8.2%	(ハ) 2	3.8%	(ハ) 7	15.6%	(ハ) 20	8.6%
ニ) 判断できない	(ニ) 33	24.6%	(ニ) 14	26.4%	(ニ) 7	15.6%	(ニ) 54	23.3%
ホ) その他	(ホ) 3	2.2%	(ホ) 1	1.9%	(ホ) 0	0.0%	(ホ) 4	1.7%
13. 移転価格関連の文書化の再検討								
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ) 52	38.8%	(イ) 26	49.1%	(イ) 7	15.6%	(イ) 85	36.6%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ) 42	31.3%	(ロ) 15	28.3%	(ロ) 18	40.0%	(ロ) 75	32.3%
ハ) 影響はない	(ハ) 8	6.0%	(ハ) 2	3.8%	(ハ) 7	15.6%	(ハ) 17	7.3%
ニ) 判断できない	(ニ) 20	14.9%	(ニ) 7	13.2%	(ニ) 4	8.9%	(ニ) 31	13.4%
ホ) その他	(ホ) 3	2.2%	(ホ) 1	1.9%	(ホ) 0	0.0%	(ホ) 4	1.7%
14. 相互協議の効果的实施								
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ) 11	8.2%	(イ) 6	11.3%	(イ) 7	15.6%	(イ) 24	10.3%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ) 54	40.3%	(ロ) 21	39.6%	(ロ) 16	35.6%	(ロ) 91	39.2%
ハ) 影響はない	(ハ) 10	7.5%	(ハ) 5	9.4%	(ハ) 5	11.1%	(ハ) 20	8.6%
ニ) 判断できない	(ニ) 42	31.3%	(ニ) 16	30.2%	(ニ) 8	17.8%	(ニ) 66	28.4%
ホ) その他	(ホ) 3	2.2%	(ホ) 1	1.9%	(ホ) 0	0.0%	(ホ) 4	1.7%
15. 多国間協定の開発								
イ) 重要な影響を及ぼす	(イ) 11	8.2%	(イ) 6	11.3%	(イ) 4	8.9%	(イ) 21	9.1%
ロ) 影響を及ぼす	(ロ) 34	25.4%	(ロ) 15	28.3%	(ロ) 17	37.8%	(ロ) 66	28.4%
ハ) 影響はない	(ハ) 18	13.4%	(ハ) 7	13.2%	(ハ) 4	8.9%	(ハ) 29	12.5%
ニ) 判断できない	(ニ) 55	41.0%	(ニ) 20	37.7%	(ニ) 11	24.4%	(ニ) 86	37.1%
ホ) その他	(ホ) 3	2.2%	(ホ) 1	1.9%	(ホ) 0	0.0%	(ホ) 4	1.7%
1 電子商取引課税								
電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成（期限 2014年9月）								
2 ハイブリッドミスマッチ取決めの効果否認								
ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い（例えば法人か組合か）が異なることを利用して、両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する。（期限 2014年9月）								
3 外国子会社合算税制の強化								
外国子会社合算税制（一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算）に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。（期限 2015年9月）								

4 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限
支払利子等の損金算入を制限する措置の設計
に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基
準について勧告を策定する。(期限 2015年9
月)

親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガ
イドラインを策定する。(期限 2015年12月)

6 租税条約濫用の防止

条約締約国でない第三国の個人・法人等が不
当に租税条約の特典を享受する濫用を防止す
るためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告
を策定する。(期限 2014年9月)

7 恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避防止

人為的に恒久的施設の認定を免れることを防
止するために、租税条約の恒久的施設 (PE:
Permanent Establishment) の定義を変更する。
(期限 2015年9月)

8 移転価格税制 (①無形資産)

親子会社間等で、特許等の無形資産を移転す
ることによって生じる BEPS を防止する国内法に
関する移転価格ガイドラインを策定する。(期限
2014年9月)

また、価格付けが困難な無形資産の移転に関
する特別ルールを策定する。(期限 2015年9
月)

9 移転価格税制 (②リスクと資本)

親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰
な配分による BEPS を防止する国内法に
関する移転価格ガイドラインを策定する。(期限
2015年9月)

10 移転価格税制 (③他の租税回避の可能性が 高い取引)

非関連者との間では非常に稀にしか発生しな
い取引や管理報酬の支払いを関与させること
によって生じる BEPS を防止する国内法に
関する移転価格ガイドラインを策定する。(期限
2015年9月)

11 BEPS の規模や経済的効果の指標を政府か
ら OECD に集約し、分析する方法を策定す
る。(期限 2015年9月)

12 タックス・プランニングの報告義務

タックス・プランニングを政府に報告する国
内法上の義務規定に関する勧告を策定する。
(期限 2015年9月)

13 移転価格関連の文書化の再検討

移転価格税制の文書化に関する規定を策定す
る。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、
納税額の配分に関する情報を、共通様式に従っ
て各国政府に報告させる。(期限 2014年9
月)

14 相互協議の効果的実施

国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁に
より効果的に解決する方法を策定する。(期限
2015年9月)

15 多国間協定の開発

BEPS 対策措置を効率的に実現させるための
多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析

<p>する。(期限 2014年9月) その後、多国間協定案を開発する。(2015年12月)</p> <p>【問54】 BEPS に対する意見他 その他、BEPS についてのご意見がございましたら、ご記載ください。</p> <p>4. 個人所得税 (1) 税収調達機能と所得再分配機能</p>				
<p>【問55】 個人所得税と税収調達機能 累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われていました。所得税と税収調達についてどのようにお考えですか。</p> <p>イ) 勤労意欲等の促進による増収を実現するためにも、さらに減税を行なうべきである。</p> <p>ロ) 低所得者については、さらなる減税が必要である。</p> <p>ハ) 現状で妥当である。</p> <p>ニ) 中間層を含む中高所得層については、増税が必要である。</p> <p>ホ) 税収調達機能を回復するためにも、全所得階層にわたって増税を実施すべきである。</p> <p>ヘ) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 24 17.9%</p> <p>(ロ) 3 2.2%</p> <p>(ハ) 61 45.5%</p> <p>(ニ) 13 9.7%</p> <p>(ホ) 11 8.2%</p> <p>(ヘ) 8 6.0%</p>	<p>(イ) 5 9.4%</p> <p>(ロ) 0 0.0%</p> <p>(ハ) 24 45.3%</p> <p>(ニ) 5 9.4%</p> <p>(ホ) 8 15.1%</p> <p>(ヘ) 5 9.4%</p>	<p>(イ) 8 17.8%</p> <p>(ロ) 2 4.4%</p> <p>(ハ) 12 26.7%</p> <p>(ニ) 14 31.1%</p> <p>(ホ) 9 20.0%</p> <p>(ヘ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 37 15.9%</p> <p>(ロ) 5 2.2%</p> <p>(ハ) 97 41.8%</p> <p>(ニ) 32 13.8%</p> <p>(ホ) 28 12.1%</p> <p>(ヘ) 13 5.6%</p>
<p>【問56】 税率構造と適用ブラケット 平成25年度税制改正において、課税所得4,000万円超について45%の税率を創設されました。所得税制における税率構造と適用ブラケットについてどのように考えますか。(複数回答可)</p> <p>イ) 納税者の約8割が税率10%以下のブラケットとなっているため、ここに属する納税者の割合を縮小すべきである。</p> <p>ロ) 現行最高税率をさらに50%まで引き上げるべきである。</p> <p>ハ) ブラケットごとの税率の刻みを小さくすべきである。</p> <p>ニ) 現行の税率構造等を維持すべきである。</p> <p>ホ) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 49 36.6%</p> <p>(ロ) 30 22.4%</p> <p>(ハ) 26 19.4%</p> <p>(ニ) 27 20.1%</p> <p>(ホ) 3 2.2%</p>	<p>(イ) 25 47.2%</p> <p>(ロ) 12 22.6%</p> <p>(ハ) 5 9.4%</p> <p>(ニ) 12 22.6%</p> <p>(ホ) 2 3.8%</p>	<p>(イ) 15 33.3%</p> <p>(ロ) 12 26.7%</p> <p>(ハ) 9 20.0%</p> <p>(ニ) 13 28.9%</p> <p>(ホ) 2 4.4%</p>	<p>(イ) 89 38.4%</p> <p>(ロ) 54 23.3%</p> <p>(ハ) 40 17.2%</p> <p>(ニ) 52 22.4%</p> <p>(ホ) 7 3.0%</p>
<p>(2) 所得控除, 税額控除等</p>				
<p>【問57】 給与所得控除の在り方 給与所得控除には、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。次の給与所得控除のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)</p> <p>(注) 給与所得控除について、給与収入の3割程度控除されている一方、給与所得者の必要経費と指摘される支出は、給与収入の約6%との試算がある。平成23年度税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、次のような見直しがされています。</p> <p>①給与所得控除の上限設定 ②役員給与所得に係る給与所得控除の見直し ③特定支出控除の見直し</p> <p>また、平成26年度税制改正で、28年、29年分の所得税分から給与所得控除の上限設定が漸次引き下げられています。</p> <p>イ) 高額な収入のある役員給与については、金</p>	<p>(イ) 39 29.1%</p>	<p>(イ) 15 28.3%</p>	<p>(イ) 16 35.6%</p>	<p>(イ) 70 30.2%</p>

融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべきである。												
ロ) 実態に合わせた概算控除額を設定すべきである。	(ロ)	38	28.4%	(ロ)	10	18.9%	(ロ)	14	31.1%	(ロ)	62	26.7%
ハ) 給与所得控除は、26年度税制改正後の漸次引き下げられる給与所得控除の上限設定の水準でよい。	(ハ)	25	18.7%	(ハ)	12	22.6%	(ハ)	13	28.9%	(ハ)	50	21.6%
ニ) 特定支出控除は平成23年度税制改正では不十分であり、使いやすくするために、特定支出の範囲をさらに拡大すべきである。	(ニ)	20	14.9%	(ニ)	13	24.5%	(ニ)	5	11.1%	(ニ)	38	16.4%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	3	2.2%	(ホ)	2	3.8%	(ホ)	3	6.7%	(ホ)	8	3.4%
【問58】 控除の在り方 所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 配偶者控除については、配偶者の就労の中立性阻害、夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ、廃止を含めて見直しを行うべきである。	(イ)	29	21.6%	(イ)	11	20.8%	(イ)	10	22.2%	(イ)	50	21.6%
ロ) 配偶者控除は、現行の制度を維持すべきである。	(ロ)	31	23.1%	(ロ)	14	26.4%	(ロ)	10	22.2%	(ロ)	55	23.7%
ハ) 配偶者控除を廃止し、専業主婦世帯、共働き世帯といった世帯類型にかかわらず、夫婦二人で受けられる控除の合計額が同額となるようにすべきである。	(ハ)	20	14.9%	(ハ)	4	7.5%	(ハ)	17	37.8%	(ハ)	41	17.7%
ニ) 特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべきである。	(ニ)	24	17.9%	(ニ)	16	30.2%	(ニ)	10	22.2%	(ニ)	50	21.6%
ホ) 各種の所得控除は、個々人の人的事情を反映した課税上の手当てが行われたものであり、所得税の長所となっているので、現状のままでよい。	(ホ)	17	12.7%	(ホ)	6	11.3%	(ホ)	7	15.6%	(ホ)	30	12.9%
ヘ) 子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべきである。	(ヘ)	32	23.9%	(ヘ)	16	30.2%	(ヘ)	12	26.7%	(ヘ)	60	25.9%
ト) 所得控除を全般的に見直し、所得控除から税額控除に改めるべきである。	(ト)	12	9.0%	(ト)	2	3.8%	(ト)	9	20.0%	(ト)	23	9.9%
チ) その他（具体的にご記入ください）	(チ)	3	2.2%	(チ)	2	3.8%	(チ)	1	2.2%	(チ)	6	2.6%
【問59】 公的年金等控除 超高齢社会にあって、年金生活者が急増しています。公的年金課税についてどう考えますか。（複数回答可）												
イ) 年金所得は雑所得に所得区分されるが、今後急増することから、年金所得の区分が明確になるよう、所得区分の見直しをすべきである。	(イ)	24	17.9%	(イ)	11	20.8%	(イ)	15	33.3%	(イ)	50	21.6%
ロ) 年金課税については、掛け金は非課税、運用時は非課税、給付時も実質非課税となっているが、給付時課税を徹底すべきである。	(ロ)	8	6.0%	(ロ)	7	13.2%	(ロ)	11	24.4%	(ロ)	26	11.2%
ハ) 多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除を減少させるべきである。	(ハ)	56	41.8%	(ハ)	19	35.8%	(ハ)	14	31.1%	(ハ)	89	38.4%
ニ) 担税力のある高齢者については、公的年金等控除の上限を設けるべきである。	(ニ)	70	52.2%	(ニ)	28	52.8%	(ニ)	20	44.4%	(ニ)	118	50.9%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	5	3.7%	(ホ)	2	3.8%	(ホ)	1	2.2%	(ホ)	8	3.4%

(3) 年末調整							
【問60】 年末調整の在り方 給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えますか。							
イ) 年末調整は廃止して、給与所得者が、自ら確定申告を行えるようにすべきである。	(イ) 13 9.7%	(イ) 3 5.7%	(イ) 5 11.1%	(イ) 21 9.1%			
ロ) 給与所得者については、年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべきである。	(ロ) 33 24.6%	(ロ) 7 13.2%	(ロ) 14 31.1%	(ロ) 54 23.3%			
ハ) 年末調整を含め現行制度は、維持すべきである。	(ハ) 76 56.7%	(ハ) 40 75.5%	(ハ) 26 57.8%	(ハ) 142 61.2%			
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 1 0.7%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.4%			
(4) 金融所得課税の一元化 上場株式等の譲渡益・配当については、平成26年1月から原則20%の本則税率が適用、日本版ISAが創設され、10年間、500万円の非課税投資が可能となりました。また、金融所得課税の一体化が拡充されています。							
【問61】 総合課税と金融所得課税の一元化 金融所得に対する課税について、どのようにお考えですか。							
イ) 金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対である。	(イ) 37 27.6%	(イ) 12 22.6%	(イ) 15 33.3%	(イ) 64 27.6%			
ロ) 資本の国際流動性を確保し、我が国金融資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進すべきである。	(ロ) 80 59.7%	(ロ) 35 66.0%	(ロ) 29 64.4%	(ロ) 144 62.1%			
ハ) その他（具体的にご記入ください）	(ハ) 5 3.7%	(ハ) 3 5.7%	(ハ) 1 2.2%	(ハ) 9 3.9%			
【問62】 日本版ISAについて 平成25年度税制改正において、平成26年1月1日から日本版ISAが創設されましたが、さらに非課税所得となる金融商品の規模の拡大については金融所得課税の一体化進展や、「貯蓄から投資へ」の考え方等の観点を踏まえつつ、今後検討することとされています。今後の非課税金融商品の拡充についてどのように考えますか。							
イ) 貯蓄から投資への考え方を一層拡大する観点から、金融商品の規模を拡大すべきである。	(イ) 22 16.4%	(イ) 5 9.4%	(イ) 5 11.1%	(イ) 32 13.8%			
ロ) 経済成長に必要な資金を供給する必要があることから、期間、金融商品の規模ともに拡大すべきである。	(ロ) 42 31.3%	(ロ) 20 37.7%	(ロ) 10 22.2%	(ロ) 72 31.0%			
ハ) 新制度が創設されてばかりであるので、現状とおりでよい。	(ハ) 45 33.6%	(ハ) 20 37.7%	(ハ) 18 40.0%	(ハ) 83 35.8%			
ニ) 資産所有者に有利な制度であり、課税上不公平な制度である。	(ニ) 7 5.2%	(ニ) 1 1.9%	(ニ) 9 20.0%	(ニ) 17 7.3%			
ホ) 所得の再分配、税収確保に反するので、反対である。	(ホ) 3 2.2%	(ホ) 1 1.9%	(ホ) 3 6.7%	(ホ) 7 3.0%			
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%			
【問63】 株式配当及び株式譲渡益課税 法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げ場合には、個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について、その負担割合（源泉所得税20%適用）を引き上げるべきとの意見がありますが、これについてどう考えますか。							

イ) 金融所得課税一元化の考え方に反しており、また、金融市場の活性化に悪影響を及ぼす。さらに金融商品に対する過大な税負担は、資金が海外流出するおそれがあるので反対である。	(イ) 60 44.8%	(イ) 31 58.5%	(イ) 18 40.0%	(イ) 109 47.0%
ロ) 大企業を中心とした法人は株主とは独立しており、法人税率引き下げと株式配当や株式譲渡損益とは関係がない。	(ロ) 41 30.6%	(ロ) 12 22.6%	(ロ) 14 31.1%	(ロ) 67 28.9%
ハ) 法人税率の引き下げにより、内部留保が増加し、持株に含み益を持ち、また配当の増額にも結び付くことから、株式配当及び株式譲渡益課税を強化することについては、やむを得ない。	(ハ) 17 12.7%	(ハ) 6 11.3%	(ハ) 12 26.7%	(ハ) 35 15.1%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 2 1.5%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.2%	(ニ) 3 1.3%
5. 地方税				
(1) 地方税の在り方				
【問64】 地方税負担の在り方 地方税の充実強化についてどのようにお考えですか。				
イ) 地方税の充実強化は税源移譲によって行うべきである。	(イ) 71 53.0%	(イ) 28 52.8%	(イ) 19 42.2%	(イ) 118 50.9%
ロ) 地方税を増税すべきである。	(ロ) 7 5.2%	(ロ) 5 9.4%	(ロ) 6 13.3%	(ロ) 18 7.8%
ハ) 地方税負担は増やすべきでなく、財政支出の削減で対応すべきである。	(ハ) 43 32.1%	(ハ) 15 28.3%	(ハ) 16 35.6%	(ハ) 74 31.9%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 2 1.5%	(ニ) 1 1.9%	(ニ) 3 6.7%	(ニ) 6 2.6%
【問65】 地方税と国税【地方法人2税と地方消費税の税源交換】 地方自治体の安定的な財源の確保と、地域間の財政力の格差を是正する方法として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして、地方消費税の拡充を行うべきであるとの意見があります。これについてどのように考えますか。				
イ) 賛成である。	(イ) 48 35.8%	(イ) 33 62.3%	(イ) 18 40.0%	(イ) 99 42.7%
ロ) 反対である。	(ロ) 13 9.7%	(ロ) 2 3.8%	(ロ) 8 17.8%	(ロ) 23 9.9%
ハ) どちらともいえない。	(ハ) 62 46.3%	(ハ) 22 41.5%	(ハ) 18 40.0%	(ハ) 102 44.0%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 2 1.5%	(ニ) 2 3.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 4 1.7%
【問66】 地方税のあり方 上記【問64, 65】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。(複数回答可)				
イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底すべきである。	(イ) 44 32.8%	(イ) 21 39.6%	(イ) 18 40.0%	(イ) 83 35.8%
ロ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべきである。	(ロ) 46 34.3%	(ロ) 20 37.7%	(ロ) 3 6.7%	(ロ) 69 29.7%
ハ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべきである。	(ハ) 83 61.9%	(ハ) 32 60.4%	(ハ) 19 42.2%	(ハ) 134 57.8%
ニ) 個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトは低いので、見直すべきである。	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 4 7.5%	(ニ) 3 6.7%	(ニ) 11 4.7%
ホ) 超過課税及び法定外税は、その多くが法人負担に偏った税制となっており、見直すべきである。	(ホ) 25 18.7%	(ホ) 14 26.4%	(ホ) 5 11.1%	(ホ) 44 19.0%
ヘ) 地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は、防災対策など社会資本整備のために	(ヘ) 2 1.5%	(ヘ) 1 1.9%	(ヘ) 4 8.9%	(ヘ) 7 3.0%

も増税する余地がある。							
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%
(2) 個人住民税							
【問67】 個人住民税							
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)							
イ) 応益原則の強化から、均等割(市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円)については、引き上げるべきである。	(イ) 39 29.1%	(イ) 20 37.7%	(イ) 18 40.0%	(イ) 77 33.2%			
ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行うべきである。	(ロ) 24 17.9%	(ロ) 9 17.0%	(ロ) 9 20.0%	(ロ) 42 18.1%			
ハ) 所得割の税率を引き上げるべきである。	(ハ) 5 3.7%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 3 6.7%	(ハ) 8 3.4%			
ニ) 現行制度を維持するべきである。	(ニ) 36 26.9%	(ニ) 11 20.8%	(ニ) 6 13.3%	(ニ) 53 22.8%			
ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべきである。	(ホ) 45 33.6%	(ホ) 23 43.4%	(ホ) 17 37.8%	(ホ) 85 36.6%			
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ) 2 1.5%	(ヘ) 1 1.9%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 3 1.3%			
(3) 法人住民税・事業税等							
【問68】 法人住民税・事業税							
法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)							
イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させるべきである。	(イ) 96 71.6%	(イ) 36 67.9%	(イ) 25 55.6%	(イ) 157 67.7%			
ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模に応じた応益的な仕組みに改めるべきである。	(ロ) 33 24.6%	(ロ) 11 20.8%	(ロ) 18 40.0%	(ロ) 62 26.7%			
ハ) 法人住民税にも、連結納税制度を導入すべきである。	(ハ) 42 31.3%	(ハ) 18 34.0%	(ハ) 10 22.2%	(ハ) 70 30.2%			
ニ) 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべきである。	(ニ) 71 53.0%	(ニ) 31 58.5%	(ニ) 7 15.6%	(ニ) 109 47.0%			
ホ) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税(資本金1億円以下)の所得割は応益負担とは言えず見直すべきである。	(ホ) 22 16.4%	(ホ) 11 20.8%	(ホ) 4 8.9%	(ホ) 37 15.9%			
ヘ) 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり、見直すべきである。	(ヘ) 19 14.2%	(ヘ) 14 26.4%	(ヘ) 4 8.9%	(ヘ) 37 15.9%			
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 5 3.7%	(ト) 3 5.7%	(ト) 2 4.4%	(ト) 10 4.3%			
【問69】 事業税における外形標準課税							
地方税における法人課税の見直しは法人税改革の重要な柱となっています。地方税は、応益課税の観点から、企業間で広く薄く法人課税を担う構造になることが望ましい。事業税の外形標準課税は、現在資本金1億円超の大企業が対象となっていますが、地方税の上記の応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業を対象に広げるべきであるとの意見があります。このような意見について、どのように考えますか。							

イ) 応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大すべきである。	(イ) 54 40.3%	(イ) 25 47.2%	(イ) 14 31.1%	(イ) 93 40.1%
ロ) 地方法人課税は法人に偏った負担となっているので、地方法人課税の抜本的な改革の中で行うべきであり、外形標準課税のみその対象を拡大することには、慎重であるべきである。	(ロ) 53 39.6%	(ロ) 21 39.6%	(ロ) 20 44.4%	(ロ) 94 40.5%
ハ) 中小企業に対する増税となることから反対である。	(ハ) 12 9.0%	(ハ) 2 3.8%	(ハ) 10 22.2%	(ハ) 24 10.3%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ) 5 3.7%	(ニ) 3 5.7%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 8 3.4%
(4) 固定資産税				
【問70】 固定資産税				
固定資産税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)				
イ) 償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止すべきである。	(イ) 92 68.7%	(イ) 45 84.9%	(イ) 26 57.8%	(イ) 163 70.3%
ロ) 償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべきである。	(ロ) 64 47.8%	(ロ) 28 52.8%	(ロ) 13 28.9%	(ロ) 105 45.3%
ハ) 商業地等の固定資産税については、負担水準の上限を60%に引下げるべきである。	(ハ) 12 9.0%	(ハ) 5 9.4%	(ハ) 3 6.7%	(ハ) 20 8.6%
ニ) 家屋の評価は、事務負担等の観点から、再建築価格基準によらず取得価格(減価償却)基準によるべきである。	(ニ) 20 14.9%	(ニ) 2 3.8%	(ニ) 12 26.7%	(ニ) 34 14.7%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 4 3.0%	(ホ) 2 3.8%	(ホ) 3 6.7%	(ホ) 9 3.9%
6. その他の税制等				
(1) 環境関連税制				
【問71】 地球温暖化対策のための税				
平成24年度税制改正において、エネルギー起源CO ₂ 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭にCO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が新設され、税率が段階的に引き上げられます(平成26年4月、平成28年4月)。一方、税制改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方地球温暖化対策に関する財源確保について検討されることとなっています。このような中、地球温暖化対策税制をどのように考えますか。				
イ) 日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成している一方、エネルギー政策の見直しにより、化石燃料の使用が増加せざるを得ない状況において、地球温暖化対策税は、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業雇用の空洞化を招くことから、課税の廃止を含めて抜本的に見直すべきである。	(イ) 35 26.1%	(イ) 15 28.3%	(イ) 13 28.9%	(イ) 63 27.2%
ロ) 環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である。	(ロ) 49 36.6%	(ロ) 23 43.4%	(ロ) 4 8.9%	(ロ) 76 32.8%
ハ) 地球温暖化防止は、全世界が取り組むべき課題であり、環境、省エネ技術を持つ日本はこのような税制のグリーン化を推進することにより持続可能な低炭素社会の実現を目指すべきである。	(ハ) 35 26.1%	(ハ) 10 18.9%	(ハ) 16 35.6%	(ハ) 61 26.3%
ニ) 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は地球規模の課題であり、CO ₂ 排出抑制	(ニ) 4 3.0%	(ニ) 1 1.9%	(ニ) 9 20.0%	(ニ) 14 6.0%

を因るため、現行の石油石炭税にCO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せした地球温暖化対策税には賛成である。												
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ)	1	0.7%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	2	4.4%	(ホ)	3	1.3%
【問72】 車体課税 車体課税については、平成26年度税制改正大綱において、次の方向で抜本的改革を行い、27年度改正で結論をえることとされています。 (1)自動車取得税は、消費税率10%への引き上げ時に廃止され、他の車体課税に係る措置と併せて措置されます。(2)自動車税は、消費税率10%段階において自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能別)を、自動車税の取得時の課税として実施することが検討されています。(3)軽自動車税は、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率が大幅に引き上げられます(26年度税制改正で改正)。(4)自動車重量税は、平成27年度改正でエコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直すこととされています。 このような中、自動車重量税のあり方をどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため、廃止すべきである。	(イ)	24	17.9%	(イ)	8	15.1%	(イ)	12	26.7%	(イ)	44	19.0%
ロ) 自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に軽減すべきである。	(ロ)	52	38.8%	(ロ)	22	41.5%	(ロ)	14	31.1%	(ロ)	88	37.9%
ハ) 自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化すべきである。	(ハ)	26	19.4%	(ハ)	11	20.8%	(ハ)	8	17.8%	(ハ)	45	19.4%
ニ) エコカー減税の恒久化などグリーン化機能の維持・強化を図るべきである。	(ニ)	30	22.4%	(ニ)	11	20.8%	(ニ)	6	13.3%	(ニ)	47	20.3%
ホ) 道路整備の財源として自動車重量税を維持すべきである。	(ホ)	13	9.7%	(ホ)	4	7.5%	(ホ)	7	15.6%	(ホ)	24	10.3%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ)	1	0.7%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	2.2%	(ヘ)	2	0.9%
(2) 印紙税等												
【問73】 印紙税の是非 印紙税についてどのように考えますか。												
イ) 同じ内容の取引であっても紙の書類は課税の対象とされるのに対し、電子書類は対象とされない不公平があるので、印紙税の課税対象の見直しを行うべきである。	(イ)	32	23.9%	(イ)	8	15.1%	(イ)	16	35.6%	(イ)	56	24.1%
ロ) 印紙税については、さらに進んで廃止を検討すべきである。	(ロ)	94	70.1%	(ロ)	42	79.2%	(ロ)	24	53.3%	(ロ)	160	69.0%
ハ) 印紙税は、基本的に現状を維持すべきである。	(ハ)	2	1.5%	(ハ)	1	1.9%	(ハ)	4	8.9%	(ハ)	7	3.0%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ)	1	0.7%	(ニ)	1	1.9%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	0.9%
Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備												
【問74】 コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス イ) 税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組み(指揮・監督等)に対するトップ	(イ)	88	65.7%	(イ)	41	77.4%	(イ)	15	33.3%	(イ)	144	62.1%

マネジメントの適切な関与は、社内組織体制として当然必要であり、内部統制が適切であれば税務調査に対する企業の負担を軽減すべきである。												
ロ) 内部統制は、組織運営の信頼性・健全性を確保するものであって、税務コンプライアンスの確保とは無関係のため、税務調査の必要度を内部統制の状況によって決めるべきではない。	(ロ)	18	13.4%	(ロ)	4	7.5%	(ロ)	14	31.1%	(ロ)	36	15.5%
ハ) 行政当局は、企業が取り組むコーポレートガバナンスや税務コンプライアンスへの取り組みを尊重して、それに基づいて調査の必要量を決定すべきである。	(ハ)	50	37.3%	(ハ)	29	54.7%	(ハ)	13	28.9%	(ハ)	92	39.7%
ニ) 行政当局は、より調査必要度の高い法人へ行政庁の人員と時間を集中させることができ、税務行政の効率化を進めることができるため、望ましい方針である。	(ニ)	47	35.1%	(ニ)	22	41.5%	(ニ)	7	15.6%	(ニ)	76	32.8%
ホ) コーポレートガバナンスは、会社法や金融商品取引法に基づき制度が整備されてきたことから、主として大企業を中心とした課題である。	(ホ)	4	3.0%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	7	15.6%	(ホ)	12	5.2%
ヘ) コーポレートガバナンスは、大企業ばかりでなく、中小法人にも広く普及・拡大させることが望ましい。	(ヘ)	31	23.1%	(ヘ)	12	22.6%	(ヘ)	7	15.6%	(ヘ)	50	21.6%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%
【問75】 移転価格税制と税務コンプライアンス 移転価格税制は、紛争が発生した場合には規模が大きく、かつ解決するまでに2年以上の長期間を要する事例が多いため、企業の負担が大きく、事業の円滑な発展に支障をきたす可能性があります。このため、これら税務リスクを軽減するとともに、調査等への負担軽減等を図るため、紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となります。行政当局においても、その事務負担は大きいことから、紛争解決型から予防的対応に力を入れています。移転価格税制における、税務コンプライアンスについてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 企業において、税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとするのが重要である。	(イ)	69	51.5%	(イ)	30	56.6%	(イ)	19	42.2%	(イ)	118	50.9%
ロ) 海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要である。	(ロ)	50	37.3%	(ロ)	21	39.6%	(ロ)	15	33.3%	(ロ)	86	37.1%
ハ) 移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要である。	(ハ)	44	32.8%	(ハ)	19	35.8%	(ハ)	11	24.4%	(ハ)	74	31.9%
ニ) 行政当局は、移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等を提供すべきである。	(ニ)	41	30.6%	(ニ)	22	41.5%	(ニ)	14	31.1%	(ニ)	77	33.2%
ホ) 企業は、行政当局と移転価格税制に関して積極的にコミュニケーションをとるべきである。	(ホ)	18	13.4%	(ホ)	14	26.4%	(ホ)	7	15.6%	(ホ)	39	16.8%
ヘ) 行政当局は、企業からの相談に対応した体制を整備すべきである。	(ヘ)	55	41.0%	(ヘ)	24	45.3%	(ヘ)	16	35.6%	(ヘ)	95	40.9%

ト) 企業は、外国の行政当局とのコミュニケーションに対し積極的に取り組むべきである。	(ト)	12	9.0%	(ト)	5	9.4%	(ト)	5	11.1%	(ト)	22	9.5%
チ) その他 (具体的にご記入ください)	(チ)	5	3.7%	(チ)	2	3.8%	(チ)	0	0.0%	(チ)	7	3.0%
【問76】 税制上の一般的な問題認識 税金一般に関する問題点について、該当するものをお答え下さい。(複数回答可)												
イ) 国民に税金(含む社会保障負担)、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない。	(イ)	54	40.3%	(イ)	25	47.2%	(イ)	22	48.9%	(イ)	101	43.5%
ロ) クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている。	(ロ)	45	33.6%	(ロ)	22	41.5%	(ロ)	9	20.0%	(ロ)	76	32.8%
ハ) 国及び地方ともに徴収率が低く、財源確保、公平性の両面から問題である。	(ハ)	28	20.9%	(ハ)	10	18.9%	(ハ)	13	28.9%	(ハ)	51	22.0%
ニ) 加算税や刑事罰等は租税負担の公平の確保につながるため、罰則を強化すべきである。	(ニ)	2	1.5%	(ニ)	1	1.9%	(ニ)	6	13.3%	(ニ)	9	3.9%
ホ) グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている。	(ホ)	58	43.3%	(ホ)	28	52.8%	(ホ)	17	37.8%	(ホ)	103	44.4%
ヘ) 制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている。	(ヘ)	88	65.7%	(ヘ)	39	73.6%	(ヘ)	17	37.8%	(ヘ)	144	62.1%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%
【問77】 納税環境の整備 納税環境の整備についてどのように考えますか。該当するものをお答え下さい。(複数回答可)												
イ) 財源確保と公平性の担保が重要であり、安価で厳正な徴収事務の遂行のため、徴税組織の拡充が必要	(イ)	17	12.7%	(イ)	7	13.2%	(イ)	13	28.9%	(イ)	37	15.9%
ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要	(ロ)	56	41.8%	(ロ)	27	50.9%	(ロ)	17	37.8%	(ロ)	100	43.1%
ハ) 税に関する正しい知識や納税者意識を涵養するため、義務教育に租税教育を導入する。	(ハ)	19	14.2%	(ハ)	12	22.6%	(ハ)	18	40.0%	(ハ)	49	21.1%
ニ) 税に関する知識の習得、国民の納税者意識の向上を図り、申告納税制度を適正に履行できるように、ホームページをはじめあらゆる媒体を活用した情報提供活動を行うべきである。	(ニ)	32	23.9%	(ニ)	16	30.2%	(ニ)	10	22.2%	(ニ)	58	25.0%
ホ) 電子申告、電子納税等の利用促進改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推進すべきである。	(ホ)	46	34.3%	(ホ)	25	47.2%	(ホ)	7	15.6%	(ホ)	78	33.6%
ヘ) 納税者の利便性の向上、予測可能性や経済取引の安全性の確保を高めることになるので、事前照会に対する文書照会等の手続きを改善すべきである。	(ヘ)	38	28.4%	(ヘ)	16	30.2%	(ヘ)	10	22.2%	(ヘ)	64	27.6%
ト) 社会保障税番号を十分に活用し、税務執行の効率化を図るとともに、納税者の実務負担の軽減に役立てるべきである。	(ト)	43	32.1%	(ト)	19	35.8%	(ト)	17	37.8%	(ト)	79	34.1%
チ) 地方税申告納付の簡素化	(チ)	66	49.3%	(チ)	29	54.7%	(チ)	11	24.4%	(チ)	106	45.7%
リ) その他 (具体的にご記入ください)	(リ)	4	3.0%	(リ)	3	5.7%	(リ)	1	2.2%	(リ)	8	3.4%
IV. 当協会へのご要望等												
【問78】 今後、当協会の運営において充実を望むものを選んでください。(複数回答可)												
イ) 税制改正要望(税制改正に関する租研意見を含む)	(イ)	54	40.3%	(イ)	26	49.1%	(イ)	16	35.6%	(イ)	96	41.4%
ロ) 税務行政への要望(通達化、法令等の取り	(ロ)	53	39.6%	(ロ)	27	50.9%	(ロ)	14	31.1%	(ロ)	94	40.5%

抜きの明確化など)							
ハ) 外国税務当局との交流促進 (外国税務当局の講演, 意見交換など)	(ハ) 23 17.2%	(ハ) 11 20.8%	(ハ) 5 11.1%	(ハ) 39 16.8%			
ニ) 行政当局との意見交換	(ニ) 37 27.6%	(ニ) 20 37.7%	(ニ) 10 22.2%	(ニ) 67 28.9%			
ホ) 研究会活動	(ホ) 12 9.0%	(ホ) 6 11.3%	(ホ) 10 22.2%	(ホ) 28 12.1%			
ヘ) 会員懇談会	(ヘ) 43 32.1%	(ヘ) 21 39.6%	(ヘ) 10 22.2%	(ヘ) 74 31.9%			
ト) 租税研究大会	(ト) 8 6.0%	(ト) 5 9.4%	(ト) 9 20.0%	(ト) 22 9.5%			
チ) 基礎講座	(チ) 22 16.4%	(チ) 12 22.6%	(チ) 4 8.9%	(チ) 38 16.4%			
リ) 出版 (租税研究, 租研大会記録, OECDモデル租税条約等)	(リ) 13 9.7%	(リ) 4 7.5%	(リ) 11 24.4%	(リ) 28 12.1%			
ヌ) 現状を継続	(ヌ) 18 13.4%	(ヌ) 7 13.2%	(ヌ) 5 11.1%	(ヌ) 30 12.9%			
ル) 特になし	(ル) 6 4.5%	(ル) 0 0.0%	(ル) 0 0.0%	(ル) 6 2.6%			
ヲ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヲ) 3 2.2%	(ヲ) 0 0.0%	(ヲ) 3 6.7%	(ヲ) 6 2.6%			
【問79】 会員懇談会のテーマについては、租研の事業目的や会員のニーズに相応しいものを取り上げるように努めています。次のようなテーマについて、望ましいと思われるものを選んでください。(複数回答可)							
イ) 財政問題	(イ) 14 10.4%	(イ) 7 13.2%	(イ) 2 4.4%	(イ) 23 9.9%			
ロ) 外国の税制, 税務執行	(ロ) 52 38.8%	(ロ) 23 43.4%	(ロ) 13 28.9%	(ロ) 88 37.9%			
ハ) 今後の税制改革	(ハ) 55 41.0%	(ハ) 30 56.6%	(ハ) 14 31.1%	(ハ) 99 42.7%			
ニ) 本年度の税制改正	(ニ) 55 41.0%	(ニ) 23 43.4%	(ニ) 15 33.3%	(ニ) 93 40.1%			
ホ) 税制の解釈, 適用	(ホ) 62 46.3%	(ホ) 29 54.7%	(ホ) 14 31.1%	(ホ) 105 45.3%			
ヘ) 税制の実務的な取扱い	(ヘ) 66 49.3%	(ヘ) 24 45.3%	(ヘ) 18 40.0%	(ヘ) 108 46.6%			
ト) 税制に関する紛争, 訴訟, 判例	(ト) 32 23.9%	(ト) 17 32.1%	(ト) 13 28.9%	(ト) 62 26.7%			
チ) 所得税制・資産税制	(チ) 4 3.0%	(チ) 3 5.7%	(チ) 6 13.3%	(チ) 13 5.6%			
リ) 法人税制	(リ) 33 24.6%	(リ) 12 22.6%	(リ) 7 15.6%	(リ) 52 22.4%			
ヌ) 消費税制	(ヌ) 20 14.9%	(ヌ) 5 9.4%	(ヌ) 6 13.3%	(ヌ) 31 13.4%			
ル) 国際課税 (除くタックスヘイブン税制, 移転価格税制)	(ル) 48 35.8%	(ル) 20 37.7%	(ル) 14 31.1%	(ル) 82 35.3%			
ヲ) タックスヘイブン税制	(ヲ) 35 26.1%	(ヲ) 16 30.2%	(ヲ) 10 22.2%	(ヲ) 61 26.3%			
ワ) 移転価格税制	(ワ) 48 35.8%	(ワ) 20 37.7%	(ワ) 12 26.7%	(ワ) 80 34.5%			
カ) 経済問題	(カ) 4 3.0%	(カ) 1 1.9%	(カ) 0 0.0%	(カ) 5 2.2%			
ヨ) 会社法関係	(ヨ) 5 3.7%	(ヨ) 0 0.0%	(ヨ) 6 13.3%	(ヨ) 11 4.7%			
タ) 企業会計関係	(タ) 7 5.2%	(タ) 1 1.9%	(タ) 3 6.7%	(タ) 11 4.7%			
レ) その他 (具体的にご記入ください)	(レ) 1 0.7%	(カ) 0 0.0%	(カ) 0 0.0%	(カ) 1 0.4%			
【問80】 今後、当協会の月刊誌「租税研究」への掲載、会員懇談会等での講演実施を望む内容をご記入ください。							
【問81】 その他、当協会へのご要望、または改善すべき課題をご記入ください。							
V. 回答者の業種・職業							
【問82】 ご回答された方は次のどれに該当しますか。 <法人会員の方, 租研役員の方>							
イ) メーカー関連	(イ) 53 39.6%	(イ) 23 43.4%	(イ) 0 0.0%	(イ) 76 32.8%			
ロ) 金融関連	(ロ) 15 11.2%	(ロ) 9 17.0%	(ロ) 0 0.0%	(ロ) 24 10.3%			
ハ) 流通関連	(ハ) 6 4.5%	(ハ) 1 1.9%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 7 3.0%			
ニ) IT・情報通信関連	(ニ) 5 3.7%	(ニ) 1 1.9%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 6 2.6%			

ホ) 運輸関連	(ホ)	8	6.0%	(ホ)	1	1.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	9	3.9%
ヘ) 建設・不動産・エネルギー関連	(ヘ)	22	16.4%	(ヘ)	9	17.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	31	13.4%
ト) マスコミ・教育関連	(ト)	2	1.5%	(ト)	0	0.0%	(ト)	1	2.2%	(ト)	3	1.3%
チ) レジャー関連	(チ)	1	0.7%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	1	0.4%
リ) 公共団体, 公益法人等	(リ)	8	6.0%	(リ)	5	9.4%	(リ)	0	0.0%	(リ)	13	5.6%
ヌ) その他	(ヌ)	9	6.7%	(ヌ)	2	3.8%	(ヌ)	0	0.0%	(ヌ)	11	4.7%
<個人会員の方>	(ル)	2	1.5%	(ル)	0	0.0%	(ル)	31	68.9%	(ル)	33	14.2%
ル) 税理士・公認会計士	(ヲ)	1	0.7%	(ヲ)	1	1.9%	(ヲ)	6	13.3%	(ヲ)	8	3.4%
ヲ) 教員	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	1	2.2%	(ワ)	1	0.4%
ワ) 公務員	(カ)	0	0.0%	(カ)	0	0.0%	(カ)	5	11.1%	(カ)	5	2.2%
カ) その他												